

議 長	副議長	局 長	次 長	調査係長	調査係

建設常任委員会会議録			
日 時	平成 26 年 3 月 14 日 (金)	開 議	午後 1 時 00 分
		散 会	午後 4 時 58 分
場 所	第 3 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	高橋委員長、新谷副委員長、安齋・松田・濱本・山口・ 横田各委員		
説明員	建設部長、水道局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、安齋委員、濱本委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「小樽市住宅リフォーム助成事業について」

○(建設)建築住宅課長

小樽市住宅リフォーム助成事業について、資料に基づき説明いたします。

初めに、1の平成25年度補助金交付状況について御説明いたします。

①の補助金交付確定件数についてですが、第4回定例会の当委員会で、補助申請の状況を報告した以降に、当初の当選者1件から取りやめ届が提出されましたので、最終的な交付確定件数は合計で103件、取りやめ件数が27件となりました。

次に、②の補助金の確定額等についてですが、補助金確定額は総額で1,841万円となりまして、1件当たりの平均金額は17万9,000円となりました。

また、リフォーム工事費の総額は3億214万6,000円となり、1件当たりの平均金額は293万3,000円となりました。

次に、③の省エネ改修工事件数についてであります。103件のうち23件が省エネ改修工事を実施しております。

次に、④の工事請負業者数についてであります。資格登録業者122社のうち、当該事業におけるリフォームを請け負った業者は61社となっております。

次に、2の平成26年度事業について説明いたします。

①の事業の概要についてであります。予算につきましては、補助金として、平成25年度と同額の2,000万円というところで今定例会に提案させていただいております。

また、応募者多数で抽選となった場合の当選件数、補欠件数は、今年度と同様にそれぞれ100件、30件を予定しております。

次に、②の事業スケジュールについてであります。当選者の補助申請締切りとそれに伴う繰上当選者通知書の発送を、昨年に比べて1週間ほど早め、繰上当選者、補欠者が工事に着手できる時期を少しでも早めたいと思いません。

また、昨年と同様に、当選者に辞退者が発生した場合は、随時、補欠者に対して繰上当選の通知を行います。

このほかに、今年度も申請者の要件を満たしていない申請者がいたことから、申込み前に要件を再確認していただくことや、当選者が辞退する場合には速やかに取りやめ届を提出することについて、窓口やパンフレット等での周知を徹底してまいりたいと考えております。

○委員長

「平成26年度臨時市道整備事業について」

○(建設)建設事業課長

平成26年度臨時市道整備事業について説明いたします。

予算につきましては、対前年比500万円増の4億500万円を計上しており、そのうち1億円を債務負担分として3月中に発注することとし、残りの3億500万円を通常分として4月以降に発注を予定しております。

それでは、お手元に配付しました資料に沿って説明いたします。

表紙をめくって1枚目の事業計画書をごらんください。

全部で30路線を記載しておりますが、これらは側溝や舗装の老朽化が著しい路線や溢水対策などについて、整備

の緊急性、事業の効果などを総合的に判断しまして選定したものであります。

内訳としましては、種別の欄に記載しておりますが、側溝改良が12路線、道路改良が14路線、舗装改良が4路線となっております。

また、新規・継続については、継続が21路線、新規が9路線、さらに財源につきましては、通常分が22路線、債務負担分が8路線となっております。

個別路線の説明につきましては省略させていただきますが、図面の見方につきましては、隣のページの上段の図、1番の幸環状1号線を例に説明させていただきます。

凡例に記載しているとおり、実線が当該年度工事予定区間となっており、四角の破線が過年度施工済みの区間で、丸の点線が平成27年度以降の計画となっております。また、工事内容については、標準断面図を掲載しておりますので、参照願います。

なお、これらの計画路線につきましては、今後、詳細調査等により、延長や内容等が変更となる可能性もあり、弾力的な執行をしてみたいと考えております。

○委員長

「小樽市橋梁長寿命化修繕計画の策定について」

○（建設）建設事業課長

小樽市橋梁長寿命化修繕計画の策定について説明いたします。

本市の橋梁長寿命化修繕計画は、国が平成19年度に全国の道路橋に関して、その長寿命化及び修繕、かけ替えに係る費用の縮減を目指して創設した橋梁長寿命化修繕計画策定事業を活用し、策定を進めてきました。市町村道に関しては、平成25年度までに計画を策定することで、その策定費用や、今後、橋梁の修繕やかけ替えを行うに際して、国庫補助が適用されるものです。

本市におきましては、計画策定期限である今年度末までの策定を目指し、平成20年度から橋梁点検を実施し、平成24年度と今年度の2か年で修繕計画を策定しました。このたび、その計画がまとまりましたので、報告するものであります。

なお、本日の報告のうち、当該修繕計画書を国土交通省に提出するとともに、概要版を本市のホームページで公表したいと思っております。

それでは、お手元に配付しました資料に沿って修繕計画の概要を説明いたします。

まず、小樽市橋梁長寿命化修繕計画（案）、概要版の1ページ目をごらんください。

小樽市の橋梁の現状について記載しております。現在、小樽市の管理する橋梁は135橋ございますが、この修繕計画においては、市道認定をされていない路線などにある橋梁などを除いた126橋について掲載しております。

なお、136橋という数値も記載しておりますが、歩道橋を併設している橋については、別々に判定する必要があるため、それらを個別にカウントした数値であります。

それでは、ページの中ほど、三つ並んだ円グラフをごらんください。

本市が管理する橋梁のうち、建設後50年以上を経過した橋梁は、2014年度現在で約30パーセントの割合ですが、10年後には約50パーセント、20年後には72パーセントになり、老朽化した橋梁が急速に増加することになります。

次に、2ページをごらんください。

修繕計画の目的について記載しています。修繕計画の目的としては、今後、多くの橋梁の老朽化が進む中で、計画的な修繕を実施し、安全で円滑な交通を確保しつつ、橋梁の長寿命化を図り、維持・管理の効率性を高め、修繕・更新費用の縮減を目指すものであります。

図1のイメージのように、橋梁の劣化が経年変化とともに急速に進み、その修繕には多額の補修費用を要することから、劣化が致命的な段階まで進まない時期に、予防的な修繕を行うことで、図2のようなイメージでライフサ

イクルコストの縮減を図ることができます。

次に、3 ページをごらんください。

修繕計画の策定方法を記載しております。まず、橋梁点検により、表 1 のように損傷度の総合評価を行います。続いて、表 2 のように、橋梁ごとに重要度を判定し、表 3 の区分に分類します。第一優先としたグループは、当面の10年間で修繕することを基本とし、第 2 優先のグループについては、損傷度合いの細かな判定や立地場所の特性、その他に費用の平準化などを考慮し、10年間のうちに修繕を予定する橋梁を選定しています。

次に、4 ページをごらんください。

修繕計画の実施による効果を示しております。グラフ 4 にありますように、従来型の事後的対応による維持管理では、本市が管理する全橋梁に必要な今後60年間の修繕費用が約260億円に上るのに対して、予防的な維持管理では約90億円で抑えることができ、差引き約170億円のコスト縮減効果が見込まれます。これまでの説明における劣化状況の予測や修繕費用、その実施時期などの算定に当たっては、一般財団法人北海道建設技術センターで運用されている橋梁マネジメントシステムという専門の解析ソフトを使用しております。

次に、5 ページをごらんください。

修繕対象の橋梁名を記載しております。個別橋梁の説明は省略させていただきますが、今後10年間で本市が修繕を予定している橋梁は、枠内に記載している35橋です。

なお、これらにつきましては、今後の予算や劣化状況の変化などにより、見直される可能性があります。

また、この橋梁長寿命化修繕計画は、国土交通省などの計画策定の手引に沿って策定し、北海道の指導を受けるとともに、このページの後段に記載しておりますように、専門知識を有する学識経験者である北海学園大学工学部の杉本教授に御意見をいただき、完成に至ったものであります。

最後になりますが、概要版とは別資料として、今後10年間で修繕、予防保全を予定する橋梁一覧表の案がございます。この一覧表は、今後10年間で予定している35橋について、供用の初年や損傷度の総合評価、橋梁の維持管理区分を記載したものであります。

○委員長

「小樽市公園施設長寿命化計画の策定について」

○（建設）公園緑地課長

小樽市公園施設長寿命化計画について説明いたします。

本計画につきましては、国による都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業の対象として、平成25年度までに市町村が公園施設長寿命化計画を策定することが要件とされたことから、このたび計画の策定を行ったものであります。これにより、平成26年度以降も公園施設の更新事業に国庫補助が適用されるものであります。

なお、本日の報告の後、本計画を国土交通省に提出し、あわせて市のホームページで公表を行う予定となっております。

それでは、配付いたしました資料に基づいて説明いたします。

1 ページ目をごらんください。

初めに、本計画の目的であります。小樽市内の公園は建設後25年を経過するものが全体の約 6 割を超えており、今後、老朽化施設の更新などが大きな課題となっております。本計画は、公園利用者の安全確保及びライフサイクルコストの縮減の観点から、公園施設の適切な修繕や改築、更新、高齢者等が利用しやすいようなバリアフリー化など、計画的な長寿命化対策への取組を推進することを目的に策定するものであります。

次に、都市公園の整備状況であります。平成25年 3 月時点で、管理対象の公園、都市公園の数は93か所、管理対象の都市公園の面積は129.62ヘクタール、市民 1 人当たりの都市公園面積は10.09平方メートルとなっております。

次に、計画期間であります。本計画の計画期間は、平成25年度から平成34年度までの10年間とし、社会情勢の

変化や事業の進捗状況に応じて見直しを行うことといたします。

次に、計画対象公園は、調査開始時に整備中の住吉公園を除く92公園といたします。

2 ページ目をごらんください。

次に、計画対象公園施設は遊戯施設517など、合計4,653施設となっております。

次に、対象公園施設の点検調査結果についてですが、健全度の判定基準は、表のとおり、AからDの4段階にランク分けしました。判定結果は下の表のとおりです。

なお、早期に修繕が必要とされるD判定のうち、遊具や建築物については、既に修繕又は使用禁止といたしました。その他施設のD判定はフェンスの曲がりや車止めなどのふぐあいであり、現地確認の上、順次修繕を行っております。

3 ページ目をごらんください。

次に、公園の利用状況などを把握するためにアンケート調査を行いました。小学校の遠足で利用されている主な公園は、色内埠頭公園や長橋なえぼ公園などとなっております。幼稚園、保育所の遠足で利用されている主な公園は、小樽公園や入船公園などとなっております。

次に、日常管理に関する基本方針ですが、公園愛護会などの協力を得ながら、市と市民の協働体制により行います。

また、遊具等の点検は、日常点検のほか、専門技術者による点検を行い、着実な対応を行うことで利用者の安全に努めてまいります。

次に、公園施設長寿命化のための基本方針ですが、公園利用者の安全を確保するために、老朽化した遊戯施設などの更新を優先して実施します。適切な維持・修繕による予防保全型管理を行うことで、施設機能の保持とライフサイクルコストの縮減を図ります。高齢者、障害者などにも利用しやすいように、休養施設の更新やトイレのバリアフリー化に取り組みます。本市は東西に長いため、市内を6地域に分け、その地域バランスを考慮して、公園施設の更新を行います。

4 ページ目をごらんください。

次に、長寿命化に向けた対策についてですが、10年間で更新する公園は、表に示すとおり、小樽公園など60公園を位置づけております。

また、トイレのバリアフリー化については、手宮公園など6公園を予定しております。

次に、長寿命化計画の実施効果についてですが、適切な維持・管理や修繕を行うことで、施設の延命化が図られ、その結果、ライフサイクルコストが10年間で3,600万円の縮減が見込まれます。

○委員長

「小樽公園の都市計画変更について」

○（建設）都市計画課長

小樽公園の都市計画変更について報告させていただきます。

小樽公園の都市計画変更につきましては、市民レクリエーションの充実に資するため、地域の学校再編による統合新校建設計画にあわせて、小樽公園第2駐車場の配置を変更するものでありまして、主要な公園内施設に小樽公園第2駐車場を近接させることで、公園利用者の利便性の向上を図る目的で、平成25年第3回定例会の当委員会で、都市計画変更（案）の概要を報告したところでございます。その後、平成25年11月25日に、都市計画審議会で協議し、平成26年1月9日から1月23日の2週間において案の縦覧を行い、2月3日に都市計画審議会へ諮問し、変更案のとおり答申されましたので、知事協議後、2月21日に都市計画変更の告示を行ったところでございます。その告示をもって都市計画変更の手続が完了したことを御報告いたします。

○委員長

「小樽市街路灯設置費補助金の助成対象の追加について」

○（建設）庶務課長

小樽市街路灯設置費補助金の助成対象の追加について報告をさせていただきます。

街路灯設置費補助金につきましては、町会等の団体から、街路灯の設置等について申請をいただき、蛍光灯や白熱灯、LEDなどの光源の種別や設置灯数、施工費用に応じて助成を行っています。助成額につきましては、設置費の2分の1で、光源別に限度額を設定しております。

このうちLEDにつきましては、当委員会でもこれまで議論をいただいているところですが、水銀灯の生産が既に終了していることや、省エネルギーの関心が高まっていることなどから、今年度の申請については、そのほとんどがLEDとなっております。LEDも発売当初に比べ、徐々にではありますが、価格が下がってきている状況となっております。LEDへの助成もこれまで他の光源と同様に、灯具全体を切り替える場合のみを助成対象としておりましたが、灯具はそのまま設置済みの水銀灯の電球部分をLEDの電球に取り替え、安定器の配線を変更することなどにより、LED灯に変更することが可能な製品も開発されております。

このため、本市といたしましては、当該タイプの製品については、従来、対象としていたLED灯と同様の性能があり、水銀灯電球からLED電球への交換は、小樽市街路灯助成規則における街路灯の改良に該当するものと判断し、新年度より、このタイプの製品を助成対象に加えたいと考えております。

助成額は設置費の2分の1で、7,000円を上限といたします。

なお、市内の電気工事店数社に聞き取りをしたところ、当該タイプの製品はまだ取り扱ったことがないということでしたので、申請する町会等に対しては、発注する工事店が同様の製品を取り扱っているかどうか、また工事費を含め価格は適当か、設置済みの水銀灯灯具と適合するかなどについて、工事店と十分に打ち合わせた上で採用していただきたいと考えておまして、新年度に向けて、これらも含め町会等に周知をしていきたいと考えております。

○委員長

「平成25年度除雪費追加補正について」

○（建設）雪対策課長

平成25年度除雪費の追加補正について説明いたします。

除雪費の現行予算額12億9,860万円に対して、補正額は2億7,000万円、補正後の額として15億6,860万円となります。

補正額の内訳につきましては、除排雪、雪堆積場等の業務委託料として1億8,780万円、除排雪車両借上料として5,800万円、ロードヒーティング、車両、消耗品関係の需用費として2,420万円であり、これらを合わせて2億7,000万円となっております。

なお、この追加補正については、3月19日の本会議で追加提案する予定であります。

次に、参考までに今年度の気象情報等についてであります。3月10日現在で、累積降雪量は618センチメートルで、例年値の557センチメートルと比較して61センチメートル多い状況となっております。

また、積雪深は148センチメートルとなっており、例年値の94センチメートルより、54センチメートル多い状況となっております。

次に、真冬日の状況につきましては、累積日数が52日であり、例年値の46日より6日多い状況となっております。

次に、市民の声の件数は、3月5日現在と比較しますと、昨年度とほぼ同数の3,160件となっております。

最後に、大型雪堆積場の状況につきましては、昨年度とほぼ同じ量の260万2,000立方メートルを受け入れており

ます。

○委員長

「平成26年第1回石狩西部広域水道企業団議会定例会について」

○（水道）総務課長

本年2月12日に開催されました平成26年第1回石狩西部広域水道企業団議会定例会の内容について報告いたします。

資料がありますので、ごらんください。

議案につきましては、ここに記載しておりますように、議案第1号から議案第3号の3件であり、議決結果としましては、それぞれ可決されております。

それでは、それぞれの内容を資料に基づき説明いたします。

最初に、1ページ、議案第1号職員定数条例の一部を改正する条例案をごらんください。

本条例案は、工事係を廃止することなど施設課を再編することにより、企業団職員構成が2名減員となるため、職員定数を19人から17人へと改めようとするものでございます。

なお、条例の施行につきましては、平成26年4月1日からとするものでございます。

次に、2ページ、議案第2号石狩西部広域水道企業団水道用水供給条例の一部を改正する条例案をごらんください。

本条例案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行により、消費税率及び地方消費税率が引き上げられることに伴い、用水供給料金について改正を行うとするものであります。

条例案の内容は、第3条第2項第1号及び第2号中の「100分の105」を「100分の108」に改め、用水供給料金について、平成26年4月1日から消費税等相当額を5パーセントから8パーセントへとするものでございます。

最後に、3ページです。

平成26年度石狩西部広域水道企業団水道用水供給事業会計予算をごらんください。

平成26年度は、用水供給2年目となります。

なお、先ほど、用水供給条例の一部を改正する条例案について説明いたしましたが、平成26年4月に予定されている消費税等の税率の引上げを収入支出ともに見込む予算となります。

初めに、平成26年度の事業内容につきまして、第2条の業務の予定量に記載しておりますように、用水の供給先は小樽市、石狩市、当別町の3団体、年間供給水量は894万8,000立方メートル、1日平均供給水量は2万4,515立方メートルでございます。

なお、大規模な建設改良工事は予定しておりません。

次に、第3条の収益的収入及び支出でございますが、用水供給事業収益といたしまして19億2,330万4,000円を計上しております。その内訳につきましては、営業収益11億162万9,000円、営業外収益8億2,167万5,000円となっております。また、用水供給事業費用といたしまして20億1,237万8,000円を計上しており、その内訳につきましては、営業費用15億9,716万9,000円、営業外費用4億1,420万9,000円、予備費が100万円となっております。

次に、第4条の資本的収入及び支出でございますが、4ページをごらんください。

資本的収入がございません。

また、資本的支出といたしまして、4億7,677万円を計上しております。その内訳につきましては、建設改良費64万8,000円、企業債償還金4億7,512万2,000円、予備費が100万円となっております。

第5条は、予定支出の各項の経費の金額の流用についてであります。消費税及び地方消費税に不足が生じた場合に、他の項から流用することを可能とするものであります。

第 6 条の議会の議決を経なければ流用できない経費につきましては、職員給与費及び交際費をその対象としております。

議案第 3 号につきましては、以上です。

○委員長

「水道創設100周年及び下水道60周年記念事業について」

○（水道）総務課長

水道創設100周年及び下水道60周年記念事業について報告いたします。

平成26年は、大正3年9月30日に水道が創設されて100周年、下水道は事業の認可申請から60周年を迎える年となります。これを記念しまして、記念事業を予定しております。

事業としては、記念誌の発行、展示会の開催、ペットボトルの記念ラベル、ロゴの作成、マンホールふたのデザインの変更であります。

記念誌は、この100年間を網羅する内容の記念誌を考えております。

展示会は、総合博物館で企画展、勝納川の中で奥沢水源地について紹介するほか、ウイングベイでのパネルの展示を中心に、上下水道施設の紹介やきき水なども予定しております。

このほかに、100周年のPRのため、ペットボトルの記念ラベル作成やロゴの作成を行うものです。

マンホールふたの新しいデザインにつきましては、この後報告します。

また、記念事業の一環として、例年開放している奥沢水源地の水管橋の開放期間を2か月から6か月に延長を行うほか、協賛事業としておたる運河マラソンに事業の冠をつけてもらうよう依頼を行っております。

○委員長

「マンホールふたの新デザインについて」

○（水道）管路維持課長

マンホールふたの新デザインについて、お手元の資料について説明させていただきます。

まず、1の更新の背景であります。現在の公共下水道マンホールふたのデザインであるラッコ柄は、昭和62年から採用していますが、小樽水族館で飼育されていたラッコは平成17年を最後にいなくなり、本市とのつながりが明確ではなくなったこと。

また、ふた表面の摩耗により、耐スリップ性能が低くなることから、水道創設100周年及び下水道60周年記念事業の一環として、公共下水道マンホールふたのデザインを更新いたします。

次に、2の好感度調査であります。新デザインにつきましては、小樽らしさをモチーフに、長く親しみを持っていただけること及びスリップ防止を目的とする機能性向上に留意し、資料2枚目にあります「小樽運河」「SLが走る風景」「歴史的建造物」「大型クルーズ客船」の4案について、3会場におきまして、市民や観光客を対象に好感度調査を実施いたしました。その調査の結果、3のとおり、過半数の支持を得た「小樽運河」のデザインに決定し、平成26年度の整備更新から順次使用していくということとなります。

○委員長

次に、今定例会において付託された議案について、順次、説明願います。

「議案第39号及び議案第40号について」

○（建設）用地管理課長

議案第39号市道路線の認定について及び議案第40号市道路線の変更について説明いたします。

最初に、議案第39号市道路線の認定についてですが、一覧表をごらんください。

今回、議案として提出いたしましたのは5路線です。資料に沿って、順次、説明いたします。

図面番号1に記載しております元母子寮前第1通線については、開発行為によって本市へ帰属された道路です。

また、図面番号 2 に記載しております住吉公園横通線と住吉公園裏通線及び図面番号 3 に記載しております桜東住宅幹線と桜 A 住宅仲通線の 4 路線は、所管替えによる道路です。

以上の 5 路線は、これまで管理道路として管理しておりましたが、市道路線の認定に必要な資料がそろったことから、市道認定を行うものです。

次に、議案第 40 号市道路線の変更について説明いたします。

図面番号 1 に記載しております元母子寮前通線につきましては、現在の認定はオレンジ色で表示している区間ですが、赤色の区間を追加するものです。この区間は開発行為により本市へ帰属された道路で、帰属後、管理道路として管理しておりましたが、市道路線の変更に必要な資料がそろったことから、現市道を延伸する路線終点の変更をするものであります。

○委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、一新小樽の順といたします。

共産党。

○新谷委員

◎住宅リフォーム助成事業について

それでは最初に、住宅リフォーム助成制度について伺います。

平成 24 年度、25 年度ともに、最初の当選者の取りやめが多いのですけれども、それはどういう理由でしょうか。

○（建設）建築住宅課長

取りやめの理由としましては、平成 24 年度は申請前に工事着手又は工事完了したためというものが 13 件、申請者の要件を満たしていなかったためというのが 5 件、平成 25 年度は当初の見込みよりリフォーム費用が多額になったため 4 件、申請者の要件を満たしていなかったため 4 件、あと工事を延期したため 3 件ございます。

○新谷委員

25 年度は省エネ改修工事が増えております。これはどういう内容でしょうか。

また、省エネ機器の設置、これはどのぐらいあったのか、お聞かせください。

○（建設）建築住宅課長

省エネ改修工事の内容につきましては、窓の新設又は交換、あと、外壁や屋根、天井、床全体の断熱改修、それから省エネ機器の設置などでございます。

あと、省エネ機器設置の件数につきましては、潜熱回収型給湯暖房器、商品名ではエコジョーズなのですが、その設置が 3 件ございました。

○新谷委員

わかりました。それで、25 年度、最初に当選した人から、もっと早く工事にかかると思っていたけれども、本人の都合ではなくて、予定よりも遅くなってしまったということを感じて聞いておりますけれども、来年度は、先ほど課長から改善点を 2 点お示しいただきました。このことによって工事にもっと早くかかれるようになると思うのですが、今年度は全体の補助金額がまた 2,000 万円に達しませんでした。住宅リフォーム助成制度は 26 年度で一応終わりですから、何とか予算を残さないように工夫していただきたい。そのために、先ほど、改善点を挙げられたと思うのですけれども、そのほか残さないような工夫というのは、何かあるのでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

先ほどの改善点のとおりなのですけれども、平成 25 年度と 24 年度を比較した場合、辞退者が減少する傾向にあると。あと 1 件当たりの補助金額が増加する傾向にあると。そういったことから、補助金の総額も増加するのではな

いかと。それと、あと、ほかの改善点としましては、今年度と同様なのですけれども、当選者に辞退者が発生した場合は、随時、補欠者に対して繰上当選の通知を行うといったことも行ってまいりたいと思います。

○新谷委員

3年間という短い期間の中で、なかなか難しいのではないかと思います。

それで、1件当たりのリフォーム工事費は昨年度より57万円ほど増えています。これは、改修工事、断熱とか、で増えているのかなと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

新谷委員のおっしゃるように、省エネ改修ですと、補助金額が10万円上乘せになりますので、限度額が20万円から30万円になります。その件数は24年度で16件だったものが、25年度は23件になり、省エネ改修の件数も増えていきますし、省エネ改修以外でも工事費が増える傾向にあります。そういったことが原因だと思っています。

○新谷委員

増える傾向というのは、どのように分析しているかわかりませんが、この際、消費税が上がる前に駆け込みで、やっつけようというというものが多いのでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

消費税が上がる前の駆け込みも、想像なのですけれども、中にはあったと思います。

○新谷委員

そこはまだわかりませんね。

それで、リフォームを行った人と工事請負業者へのアンケートをいつものとおり行うと思うのですけれども、住宅リフォーム助成制度の目的の一つが市内経済活性化ということですが、この工事請負業者の声が少し少ないような気がするのです。それで、全員というのは難しいかもしれませんが、総括として、なるべく多くの工事請負業者にアンケートに答えていただくようにしてほしいと思うのです。どうでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

アンケートでも多くの業者の声を聞いたほうがいいということなのですけれども、委員のおっしゃるように、アンケートの回収率が、利用者よりも業者のほうが低いということになっておりまして、その対策としまして、アンケートの中に、アンケートの必要性を書いた文章を加えたり、あと、窓口で業者にアンケートの協力をお願いしまして、回収率を高めてまいりたいと思っております。

○新谷委員

よろしく願いいたします。

◎臨時市道整備事業について

それから次に、臨時市道整備事業なのですが、26年度は、30路線のうち新規事業は9路線で、継続が多いですね。それで、27年度以降も継続するのがたしか9路線だと思うのですが、道路やそれから側溝改良の要望が本当に多いのです。しかし、みんな我慢しているという状況もあるわけですけれども、見た目に傷んだ道路、それから水がたまっている側溝、あちこちに大変多くあるのです。臨時市道整備事業は毎年4億円ほどの予算がついていますが、この27年度以降、26年度継続の事業が終わって、27年度は新規が増えると考えていいのでしょうか。

○（建設）建設事業課長

26年度9路線ということですが、これまでも新規路線に事業を着手していますけれども、単年度で終了できる新規路線というのは数が限られております。どちらかといいますと次年度は継続路線ということで、複数年で延長を完成していくということになります。これまで新規として扱ってきた路線は継続ということになりますので、継続路線が残っているという部分の中で、限られた予算ですので、新規路線が結果的には少し少なくなってしまうというのが、26年度見られるような状況であります。そのため、26年度につきましては、継続路線をなるべく早

く完成させまして、事業効果を発揮するという、そういったことに若干重点を置きまして選定をした結果でございます。ですので、27年度につきましては、増えるとか減るとかというのはまだ選定していないのでわかりませんが、完成したものの数によって新規路線は例年どおり戻るか戻らないかというところになるかと思っております。

○新谷委員

予算があることですので、全てやるというふうにはならないと思いますけれども、ここよりもあそこのほうが悪いとかというのがあります。優先順位というのはどのように決めているのですか。

○（建設）建設事業課長

優先順位につきましてはですが、部内で点数化を行ってございまして、緊急度ということで、今回あったかどうかは別として、災害などで崩れているとか、浸水でべちゃべちゃになっているとか、そういう部分の中で、緊急度を3段階に判定するというのと、それとあと路線の格付といいますか、どういった路線であるのか。例えば、交通量が多いとか、通学的なものになっている若しくは生活道路とかそういう部分で、判定をして、その辺の中で合計的に緊急度と道路の格付などに対して優先順位を決めてございます。

○新谷委員

点数づけによって変わっていくということですね。わかりました。

◎橋梁長寿命化修繕計画について

次に橋梁長寿命化修繕計画についてお聞きします。

先ほど、説明がありました。3ページの表の見方、表3、損傷度と維持管理区分、これは第一優先として、A、B、Cの1、2、3、4、5とあるのですが、これはどのように優先度を見ていくのですか。Aの1、Bの1、Cの1と見るのか、Aの1、Aの2と見るのか。

○（建設）建設事業課長

表3の見方でございますが、これらの表の順番につきましては、これもマニュアルで優先順位が決まっているのですが、Aの1の次がBの1になります。横のほうですね。そして、その次にCの1になりまして、次、2のほうにいくのですが、Aの2、Bの2、そして飛びまして3行目のAの3に、そして次戻りまして、Cの2にいて、Bの3、そしてCの3というような九つの順番になります。

○新谷委員

そうしましたら、別資料の橋の名前が書いてあります一覧表の中で、望洋橋が最優先に修繕されると、そのようになりますね。

○（建設）建設事業課長

はい、そのとおりです。

○新谷委員

それで、この3ページのCの1、これは一覧表にないのですが、どこになるのでしょうか。

○（建設）建設事業課長

第一優先にくくられているのは、数として16橋であります。これは5ページにも書いてございますけれども、第一優先の橋16橋のうち15橋という書き方をさせていただいています。この5ページなのですが、最後のほうで小樽内橋というのがございます。これがCの1ということになってございまして、ここに記載してございますように、現在のところ、撤去を予定してございますので、一覧表の中の修繕、補修する橋の中には記載してございません。

○新谷委員

小樽内橋は撤去予定ということですが、実際には使われていないのでしょうか。

それと、二つ目の質問は、時間の関係で、この修繕はいつからで、先ほど、国庫補助金が適用されると聞きましたけれども、補助金の割合というのは、一つの橋についてどのぐらいになるのでしょうか。

○（建設）建設事業課長

小樽内橋につきましては、現在、通行止めをしているということでございます。

また、この10年間の修繕のスタートについては、平成27年度から実際の工事に取りかかりたいと考えてございます。

また、国庫補助金の割合ですけれども、現在のところ、60パーセントを国に補助していただけるということになってございます。

○新谷委員

平成27年度から実施ということで、1年間で大体どのくらい行う予定ですか。

○（建設）建設事業課長

27年度の予算の部分でございまして、それにもよりますが、現在のところ、4橋か5橋ぐらいできればという希望を持ってございます。

○新谷委員

それから、予算委員会でやろうと思っていたことで少しお聞きします。国土交通省の調査では、全国の道路橋、橋の亀裂や腐食、ボルトの緩みを調べる技術職員が少ない、置いていない村もあるということで、近接目視を行っているのが2割程度にとどまっていることが報道されておりました。

本市もこの策定は委託してやったわけですが、現在、本市の土木職員、技術職という実際に調べられる人というのは何人いるのですか。

○（建設）建設事業課長

土木職員は何十名もおりますけれども、特に今回のその橋梁の話などが出てきた後に、やはり講習会が開かれてございます。それで、今、手元に数値はないのですが、その講習会に参加した職員や、それを読んでいる職員などで、そのような点検の部分ではできると考えておまして、過去にやった点検の中でも、何橋かは直営の職員でやっていますから、一定程度の、少ない数といえますか、時間にもよりますが、そういった中でできる職員は数名いるということで考えていただいて結構だと思います。

○新谷委員

数名ということで、全員ができるように講習に参加されたのですか。

○（建設）建設事業課長

現在、道路橋を担当するということになりますと、建設事業課の中の計画工事グループというところが担当してございます。そのグループは主査が3名、係員が4名おりますので、その職員が担当するということになります。

○新谷委員

わかりました。この橋の修繕も予算や劣化状況で変わっていくこともあるという先ほどの報告でしたから、やはり実際に市職員の皆さんが近接目視をできるように頑張っていただきたいなと思います。

◎公園施設長寿命化計画について

次に、公園施設長寿命化計画についてお聞きしますが、先ほど説明のありました健全度判断、ランクDの遊戯施設、それから建築物、どうしているかという説明があったのですが、その中身と、その公園というのはどこなのかお示しいただけますか。

○（建設）公園緑地課長

ただいまの御質問ですが、D判定、早期に修繕が必要とされるもので、遊戯施設が二つ、建築物が一つです。

それで、遊戯施設ですけれども、一つは高島公園のはん登棒です。くぎが外れそうになったので、それについては応急処置をしまして、使えるようにいたしました。

もう一つは、木製遊具で直しようがないものですから、現在、閉鎖しています。それは末広公園でございます。

建築物は、末広公園のトイレで、これは建物自体がFRPでできていまして、使えないようにロープ等で封印してございます。

○新谷委員

それから、私が再三質問して、手宮緑化植物園内のトイレのバリアフリー化に取り組んでいただいたと思いましたが、いつごろ入札予定ですか。

○（建設）公園緑地課長

発注の前にトイレの場合、トイレだけをバリアフリー化しても、実際には駐車場からトイレの位置まで、今、砂利になっています。その部分の舗装等もしなければならぬということで、簡単な測量をして、その後、発注したいと。それで、ちょうど春一番にということになると、花見の季節と重なりますから、それが終わってからの発注になりますので、どうしても年の後半のほうで工事をするということになるかと思えます。

○新谷委員

この長寿命化計画ではないのですが、小さな公園の維持・管理は、地域の愛護会の皆さんが落ち葉を拾ったり、大変一生懸命側溝のごみを拾ったりして、きれいにしているのですが、気になるのは木の伸びすぎです。私の家の近くの公園は、柳の木がすごく伸びています。周りに何もなければ問題はないのですが、人家もあります。それから、子供たちがよく遊びに来ています。強風あるいは台風などで、その枝が折れて人家に被害を及ぼすとか、そういうことも考えられますので、この公園だけではなくて、人家のそばにある公園の樹木の管理などは気をつけてやってほしいと思えます。定期的に伐採もしているのですが、その辺の、予算が少ない中ですが維持・管理というのをぜひやっていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

まず、一般的な話をしますが、やはり伐採業務というのはなかなかふだんの維持・管理の中で多くはできないものですから、直営班の中でそれをやっているのですが、いろいろ見ながら対応して、特に冬の間、雪が降っていると木もそれから葉っぱもなくして切りやすいですし、安全も確保できますので、実際は職員が、木を切るというようなことでやります。それで、個別案件、新光東公園ですけれども、あそこは立派な柳の木が5本ぐらいありまして、地域のシンボルツリーのような感じになっています。実際あれだけ大きいと、高所作業車を使わないと枝を切れないものですから、今のところは大体1年置きぐらいに、剪定をさせていただいております。

○新谷委員

自分の家の近くの公園だけではなくて、こういうところがほかにもあると思えます。そういうことで、樹木の維持・管理も、今、冬の間、皆さんが一生懸命やっているということで、大変だと思うのですが、本当に予算が少ない中で、これもなかなか委託するというのもできないのかもしれませんが、やはり住民の安全、そういうものを考えてやっていただきたいと思えます。

○（建設）公園緑地課長

御意見をいただきましたけれども、少ない予算の中で工夫しながら、また一般市民の方に協力していただけるとも思えますので、そういったことで一生懸命やっていきたいと思えます。

○新谷委員

◎石狩西部広域水道企業団水道用水供給条例の一部を改正する条例案について

石狩西部広域水道企業団水道用水供給条例の一部を改正する条例案について説明がありました。当委員会で報告されて、反対ですと言っても通じないのかもしれませんが、消費税の増税に私たちは反対です。それで、本市の簡

易水道は企業団から水を買っているわけですが、本市の簡易水道使用料に係る消費税増税分というのは幾らですか。

○（水道）総務課長

平成26年度でいきますと、消費税8パーセントということで、412万1,000円が受水費としては消費税分という形になります。

○新谷委員

受水費ですけれども、昨日の予算特別委員会で、企業団からの受水費に、起債の償還も入っていると聞きました。水の量だけではないということでしたが、この年間の受水費について、基本水量と料金はどのように変化するのですか。26年度は25年度に比べて高くなっておりました。その変化についてお示してください。

○（水道）主幹

受水費がどう変化していくかということについてですけれども、企業団が4年をめどに料金改定するとなつてございますので、我々受水団体はこの4年間だけは今の制度を維持していくというように考えてございます。

水量ですけれども、25年度は42万7,050立方メートル、受水費ですけれども、税抜きでお答えさせていただきたいと思います。4,868万4,000円。平成26年度、水量については45万1,870立方メートル、受水費が5,151万3,000円。平成27年度ですけれども、水量が47万8,880立方メートル、金額が5,459万2,000円。平成28年度は水量が50万4,430立方メートル、受水費が5,750万5,000円でございます。

○新谷委員

昨日も言いましたけれども、実際の使用水量というのは、地下水利用組合が使っていないわけですから、今聞いた水量にはまだ達していないわけです。それなのに多額の負担をしなければならない、こういう矛盾があります。繰り返し言いますが、一般会計からの持ち出しとなってしまっております。なかなか北海道ははいと言いませんが、水道局も前は総務部企画政策室と一緒にさせていただいたそうですけれども、北海道に対して引き続き、水道局としても何とか努力してほしいと思います。昨日たくさん言ったので、これぐらいにとどめておきますけれども、これだけの多額の予算が必要だということを改めて示していただきました。

◎マンホールふたについて

それから次に、マンホールのふたの総数というのはどのぐらいあって、年間の交換数、それからこれはどのようにしてかえていくのか。平成26年度の整備、更新から順次使用していくということですが、どの地域から始めていくのか、お示してください。

○（水道）管路維持課長

まず、全体のマンホールの数ですけれども、市内に約1万4,700か所あります。

それで、年間の更新につきましては、180から200か所前後を予定しております。先ほど申しました整備、更新あるいは維持・管理等を4月からはもうラッコのふたは生産しませんので、人孔のふたを使う場合には、新しいふた、運河になっていくと考えております。

あと、更新する地区については、要は古くから下水道が入っていた地区から順次更新していきますので、更新事業としては、昨年手宮・色内地区を更新しております。

○新谷委員

更新しているわけですから、そのふたというのは新しいものにはならないのですか。

○（水道）管路維持課長

どこかで新旧をかえるわけですが、昨年まではやはりラッコという考えでした。今年水道100周年、下水道60周年事業の一環といたしまして、今回、新年度から新しいふたにしようということで新年度からになっております。

○新谷委員

それから、冬の道路で、皆さんも経験されていると思いますけれども、断熱ふたがきちんとされていないとふた

の部分がぼこっとへこんでしまい、以前に私もそこにはまり、ひどい目に遭いました。まだまだそういうところがたくさんあると思いますので、地域もあるかもしれませんが、そういうところもかえていくことを優先的にやっていってほしいと思います。

○（水道）管路維持課長

新年度からの整備更新事業におきましては、マンホールふたと受け枠、中には断熱ふたもセットで取り替えると思います。あと、そのほかに、我々も現地を見たり、通報があったりしたときには、一括ではないですけども、その発見したごとに断熱ふたを入れるなどの対処はしております。今後も事故のないように、そういう形で早め早めに対処していきたいと考えています。

○新谷委員

大体どこがその断熱ふたになっていないかというのは、押さえているのですよね。それであれば、そういうところを優先したほうがいいのではないのでしょうか。

○（水道）管路維持課長

年間数十か所は断熱ふたを管路維持課で入れているのですが、今年なったから来年もなるというのは、雪の降り方、状況、いろいろな状況にも応じて変わるものですので、なかなか難しいかと思いますが、早め早めには対処しているつもりではあります。

○新谷委員

今、早め早めに対処するという事でお聞きしましたけれども、通報とか発見もあると思うのですが、見ていても言わなければわからないわけです。そこら辺はきちんと整備されていると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

◎除雪費について

最後に、おととの予算特別委員会の続きみたくなるのですが、除雪費、補正予算の内訳で人件費とロードヒーティング、電気代が高くなったということでした。それで、雪対策課長は人件費が1割ぐらいとおっしゃったのですが、新聞には2割というふうに出ていました。それで、北海道の営繕工事の積算標準単価は、平成24年度、25年度に比べて154.5パーセントぐらいになっているのですが、人件費についてはそれを適用させたということですか。

○（建設）雪対策課長

人件費につきましては、大体機械を運転する特殊作業員で15パーセントぐらい上がっているということで、約2割という新聞報道だと思っております。基本的には国の単価を適用しております。

私が言った1割というのは、除雪の単価自体が人件費のみではなくて建設機械損料等を含んでいますので、除雪の単価として大体1割弱が上っているということで説明したと思ひます。

○新谷委員

除雪の単価として1割ぐらいと。特殊作業、機械を動かす方ですか、15パーセントということは、大体北海道の標準単価に近いということですが、若干低いということですね。そして、今後、市の負担は増えると思ひますけれども、北海道のこの単価に合わせていくべきだなというふうには、やはりこれはきちんとやっていかなければならないと思ひますが、いかがでしょうか。

○（建設）雪対策課長

単価につきましては、国の基準、それから北海道の基準に合わせて、適正に積み上げているつもりでございますので、その辺の人件費、作業単価につきましては、今後ともその単価を確認して、設計を進めていきたいと思ひます。

○新谷委員

お願いします。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○濱本委員

報告の中から何点か質問いたします。

◎街路灯設置費補助金について

まず、街路灯の話ですが、前回の当委員会で要望をして、それが結果として現れたということで大変喜んでいきます。迅速な対応に感謝をしたいと思います。

それで、先ほど、報告で助成額は7,000円が上限と聞いたのですが、この7,000円の根拠をお示してください。

○（建設）庶務課長

7,000円の根拠については、水銀灯ですとか、ほかの街路灯も同じような考え方なのですが、大体標準的なあまり高くないレベルの単価の3分の1以内と考えております。今回のLEDランプの単価の部分、2万円ぐらいですから、その3分の1ということで7,000円という単価、補助の上限を設けさせていただきました。

○濱本委員

インターネットを見ても、電球の価格はピンキリありますし、当然電球を交換するには工事費もかかるので、どのぐらいになるのかわかりませんが、先ほどのお話にもあったように、工事店に実績がないところもあるみたいですから、これからの話なのだろうとは思いますが。街路防犯灯組合とその組合単位の街路灯の数も出ており、少ないところは確かに少ないですが、多いところは200、300灯と持っているところもあるので、そういう意味ではないよりは7,000円でも朗報だと考えます。

ちなみに、例えば今は水銀灯がついていますよね。今の水銀灯をLEDにかえたときのワット数は、市役所としてはどのぐらいのワット数に変更になると想定されていますか。

○（建設）庶務課長

街路灯、明るさ、いろいろな場所があるので一概には言えないのですが、カタログ等を見ると水銀灯で100ワットのものをLEDにかえた場合は大体27ワットぐらいに落ちるのではないかと考えています。

○濱本委員

ちなみに、現行の公衆街路灯の電気料金というのは、定額でいくと月436円80銭で、実はこれは消費税が上がると449円28銭ということで、約12円上がるのです。これが、100ワットまでです。今、区分からいくと27ワットですから、20ワットから40ワットまでが190円8銭、この8銭というのはよくわかりませんが、ここへ落ちるといふことですね。要するに、約半分以下になってしまう。そういう意味では、街路防犯灯組合に出している補助金も、私が言ったように、ここまで下がるのです。相当、交換をしてもらえれば、結局、電気料金が下がって、寿命も長いので、トータルコストは下がるのだろうなと思っています。自分自身でもこんなに下がるのかなど。もう少し下がらないかと思っていましたけれども、これだけ下がるということは、相当、交換をしていただきたいなど、促進をしていただきたいなと思っています。

ちなみに周知については、どういうことを考えていますか。

○（建設）庶務課長

現在、新しい技術といいますか、そういうものも追加をするということで、新年度、また4月から受付が、街路灯の補助申請が始まりますので、それに向けまして4月1日に町会向けにわかりやすい文書を発送、毎年出しているのですが、今回、街路灯の、LEDランプという言い方をさせていただきますけれども、LEDランプを

新しく助成の対象に追加したということと、あと、LED自体、かえることによって、これだけ電気代が安くなるというようなことも含めて、周知をさせていただく、これはもう準備していますけれども、それを新年度にやりたいと思います。

○濱本委員

ぜひとも、コストがこれだけ変わりますよと。支払金額がこれだけ変わりますということを明確にわかるようにつくっていただきたいと思います。

私の町会は、年間200万円ぐらいの電気料金を払っているものですから、これで半分になったら、実質、払うお金が50万円で済むと。200万円の電気料金で、市の補助金の分がありますから、真水部分で100万円以上払っている。半分になれば、50万円で済むということになる。ですから、そういう部分からいっても、やはりそれが全市的に考えると相当な節約になるのだらうと。結局トータルでいくと、市としても節約になるのだらうと思いますので、ぜひこのLEDランプの設置が進むような周知のパンフレットなどをつくっていただきたいと思います。

◎マンホールふたについて

それから次に、マンホールの話なのですが、先ほどの新谷委員への答弁で、全市で約1万4,700か所あると。年間200か所ぐらいずつ更新をしていくということになると、単純に考えれば、全部切り替わるのに70年ぐらいかかるということです。当然、その間にまたデザインも変わってしまうのだらうと。なので、しばらくの間は、ラッコのマンホールふたと新しい運河のマンホールふたが混在しているのだらうと理解しています。

ちなみに、この新しいデザインのマンホールのふたはもう生産されているのですか。

○（水道）管路維持課長

今はまだ生産されていません。今はふた枠を起こしている最中です。最初は木枠という話なのですが、その木枠を見て、修正をして、アルミ枠をつくって生産という形ですが、まだその木枠をつくっているという段階です。

○濱本委員

デザインの部分なのですが、著作権とか意匠登録などという話がよくあるのですけれども、その辺についてはいかがですか。

○（水道）管路維持課長

その辺につきましては、いろいろ他都市でも実例があるものですから、メーカーと文書でのやりとりを、両者了解してやる予定でございます。

○濱本委員

マンホールのふたではないですけれども、実際にでき上がって物ができたら、どこかの著作権にとか、意匠登録に抵触していたというようなことがよくあるので、その辺については十分配慮をいただきたいなと思います。

それで、ちなみにこのマンホールのふたは、市内に製造しているところもあるみたいですが、これも小樽市内製造なのですか。

○（水道）管路維持課長

そうです、小樽市内で予定しております。

○濱本委員

そういう意味では、地域経済にも貢献できるという部分ではありがたいなと思います。

ちなみに、取り替えるとき、元のマンホールのふたがありますよね。これはどういう処分になるのですか。

○（水道）管路維持課長

1か所に集積といいますか、ためて、スクラップ処分といいますか、鉄で売るといえるのか、そういうことで処分しております。

○濱本委員

ちなみに、どの程度純度が必要なのかは存じませんが、単なるスクラップではなく、次にまたまぜて、新しいマンホールのふたになるとかということではないのですか。

○（水道）管路維持課長

鋳物なものですから、そこは私も素人で、わかりませんが、あとは外してきたふたで少しはまだ、中でもいいふたをとっておいて、緊急避難的に使って、次の新しく入るまでにそれを利用するとかで、幾つかのストックをしております。

○濱本委員

マンホールの品質というか、強度基準とかはあるので、例えばリプロダクトのもの、いわゆる再生原料を混入できるかどうかということ、素人ですからよくわかりませんが、当然バージンの原料も使わなければならないので、100パーセントリプロダクトでは無理でしょうが、もう一回例えばその一部でも、もし可能であれば、単純にスクラップに出すよりは、古いマンホールも一部、新しいマンホールに形に変えてみたいということも、ストーリーとしてはわかりやすくいいのかなと。単純にただスクラップとして売却するよりは、実際できるかどうかは別ですが、考えてみていただきたいというふうに思います。

◎橋梁長寿命化修繕計画について

それから次に、橋梁長寿命化修繕計画ですが、まず、この長寿命化修繕計画で考えている実際の工事内容というのは、どのような想定をされているのか、橋の種類もいろいろありますので、その辺について説明をいただきたい。

○（建設）建設事業課長

実際の工事なのですけれども、まず、今回の点検に基づいての部分でございます。鉄の橋につきましては、断面欠損など、そういうものがなかったので、基本的にひどい橋は全面塗装塗り替えです。そして、そうでもない橋については、部分的な塗装の塗り替えということ鉄の橋について今回は考えています。ただ、コンクリートの橋については、基本的に欠けている橋も少しありますので、単にコンクリートが欠けているのは断面修復というような形、中の鉄筋が少し見えているような部分であれば、その鉄筋の要は下地処理といいますか、そうした程度の断面修復ということで、それとあと床版から水が漏れていて、下に対して悪さをするというような状況の判定の橋につきましては、場合によっては塗装を剥がして、その床版の上に防水処理をして、塗り替えるというようなのが主な工法になってございます。

○濱本委員

そうすると、例えば強度に若干かかわるような大規模な工事内容はあまりないということですか。例えば、橋としての強度が落ちてきているので、それを回復するための工事というものはないということですか。

○（建設）建設事業課長

今の見立てにつきましては、強度が落ちているような状況は、点検の中で見受けられてございませんので、そのような工事はございません。

そして、今回は偶然それでよかったのですけれども、橋梁長寿命化修繕計画の補修事業においては、現状をキープするというやり方ですので、例えば今せつかく直すのだから、もっと頑丈な橋にしようということだと補助で認められていないという部分もございまして、そういった中で原状に戻すというような形で補修を計画してございます。

○濱本委員

そうですか。少しイメージが違っていた気がするのですが、先ほどの新谷委員への答弁では、平成27年度からスタートして、国から60パーセント補助があるというのですが、この10年間で金額はトータルで幾らか、10で割れば年間幾らぐらいかというのはわかります。予算の金額、概算とかは出ているのですか。

○（建設）建設事業課長

予算のことですので、どうなるかは別といたしまして、今のところ35橋を実施していきますと、大体十二、三億円というようなことで試算してございます。

○濱本委員

その十二、三億円というのは、総額の十二、三億円で本市単費が十二、三億円ではないということですか。本市の負担分は。

○（建設）建設事業課長

総事業費です。それで、その10分の6が国、それ以外が本市の負担ということになります。

○濱本委員

ということは、12億円ですと、約4割ですから4億8,000万円ぐらい、これが10年間ですから、本市の負担は年間大体5,000万円ですとという理解でいいですね。

○（建設）建設事業課長

これもそうですが、通常の公共事業でいきますと、市の負担があれば、それぞれの工事の中で交付税措置があるものもございます。財政で何を使用するかははっきりまだわかりませんが、通常のパターンでいくと、その部分の中で、あるいは4分の1小樽市というか、地方自治体がもちなさいよと言われている補助の中で、実際に負担しなければならない部分は、それよりも低いだろうと思います。しかし、実際の本市の負担はということになると、交付税措置が減額されたときには、本市の負担となっていくと思います。

○濱本委員

財政的に決して豊かではない、橋の長寿命化もやらなければならない、国の補助もある、簡単に言えば、単純には5,000万円の負担ですが、そのうち本当に真水部分、本市が負担するのは、地方交付税措置があるから、もう少し下がるという理解でいいですね。

できるだけお金はかからないほうがいいのですが、橋の長寿命化、安全の確保という部分では、10年間と言わず、できれば前倒ししてでもやってもらえればいいと思います。

それと、資料の橋梁長寿命化修繕計画概要版の4ページに「大規模修繕（従来）と予防的な維持管理との将来事業費予測」というグラフが出ています。こういうのはほかの自治体もつくっているのだらうと思うのですが、素朴に、何で60年間なのですか。

○（建設）建設事業課長

これにつきましては、端的に言いますと、全国的にこれで行っているのですが、国が示している長寿命化修繕計画を策定するマニュアルみたいなものがございまして、その中で基本的に60年がいいのではないかとことが言われています。その根拠としましては、償却資産の減価償却費を基にした数字だということは書かれておりますので、そういうことかと思っております。

○濱本委員

わかりました。それで、実際にやる35橋の中で、紅葉橋、由緒ある橋で79年もたっているという、これも当然改修というか、入っているのですが、かつての本当にできたときの紅葉橋から見ると、現実問題としては街路灯がなくなっているとか、何かいろいろと時間に任せて壊れて何もなくなってしまうみたいな状況になっているわけですね。改修に当たって、往時の姿に戻すようなお考えはありますか。

○（建設）建設事業課長

照明の部分でいきますと、対象になるかどうか、要は補助事業ですが、そういう部分は確認しないとわからないのですが、基本的には原状に復すということですから、それが構造的にプラスアルファだった部分については、それについては今のところは何とも申し上げられないのですが、元に戻すというのは、形というよりも、

構造的に長寿命化のために必要な耐力的なものを戻すというようなことになってしまうかと思っております。

○濱本委員

ほかの橋は言うなれば無機質の橋ですよ。無機質な、そんな感じの橋ばかりですよ。そういう意味では、紅葉橋が言うなれば結構有名で、絵はがきにもなったぐらいの橋で、できれば実際電灯を、明かりがつけとは言わないのだけれども、意匠として、飾りとして、往時の姿にもう一回戻すみたいなの、私はそのお金が余計かかるとは思わないので、ぜひ検討をしていただきたい。例えばRC橋もそうですけれども、ほかの橋の中で、たぶんこういう紅葉橋的な橋というのは、私は、ちらっとみただけで全部橋を知っているわけではありませんが、たぶんないのだと思うのですよね。そういう意味では、特段の御配慮をいただきたいと思うのですが、いかがですか。

○（建設）建設事業課長

照明につきましても、4灯、本橋のほうですけれども、残っていてついているというイメージはあるのですけれども、それで、今、委員のおっしゃられたことなのですが、この長寿命化修繕計画に意見を付していただきました北海学園大学の教授も、この橋につきましては、少し注目をしているらしいですし、これだけ長くもっているのはなかなか珍しいということで、断面修復などについても、委員がおっしゃったとおり、元の姿を極力残した形で実施設計のときは配慮しなさいというようなお話を意見交換のときいただいておりますので、紅葉橋についてはそれを尊重した中で極力設計していきたいと考えております。

○濱本委員

建物は歴史的建造物でみんな見てくれています。ある意味、産業遺構とは言いませんけれども、79年もたって、現役で働いているという部分から、言うなれば歴史的建造物の一つだろうなと思います。ですから、そういう意味では、思いやりをいただきたいと思います。大学教授のお話もありがたいと思う。大事な本市の財産なので、直したら全然違う姿になってしまったというのは非常に残念なので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

◎除雪に対する苦情について

除雪について、以前、入手した資料に、市民の声の総数が出ていました。たぶん今わからないかと思うのですが、ステーションごとの件数がありますよね。資料には除雪依頼、排雪依頼、除雪後の苦情等々と三つに分かれているのですが、これがステーションごとにあると我々としては非常に判断がしやすいと思うのです。というのは、いろいろとお話を聞いていると、それぞれのステーションが共同企業体でやっています。当然、地域性のこともあるのですが、やはりその企業体によって除雪の仕方、排雪の仕方に、本来、差があってはいけないのですが、どうも何か差があるような話を聞きます。それで、できればそういうことも含めて、別々にあるとわかりやすいと思うのですが、後でもいいですので、それは出せますか。

○（建設）雪対策課長

個別の地域の声につきましては、我々で一応押さえておりますので、もし必要であれば最新のデータということではお出しできるかと思います。

○濱本委員

それと、できれば最終的にこういう苦情を典型的にまとめて、どこの企業体がどこをやるかは別としても、次の年度に苦情が出ないように生かしていただきたい。除雪依頼だとか排雪依頼とかというのは、これはしようがない話ですけれども、それ以外の苦情もあると思うのです。どこのステーションとか、そんなことまで書く必要はないと思うのですが、次年度に受注した企業体に、こういうものが昨年度はあったと、苦情を次年度の除排雪に生かすということをしていただきたいと思うのです。まず、今までそういう取組をしていたかということと、それから来年度はお願いしたいと思ったのですけれども、いかがですか。

○（建設）雪対策課長

市民の声につきましては、全部データベース化してしまっていて、どこのステーションにどういう苦情があったか、

一つ一つをまとめておりますので、それにつきましては、当該年度のステーションに対して、こういう苦情があって、ここを気をつけてほしいという話はしております。

また、除雪懇談会等でも、市民の声につきましては、随時、受託の業者にはお知らせしているところであります。

○濱本委員

要は、一般的にクレームは商品開発の大事なツールですと、大事な資源ですということが言われています。クレームはないことが一番いいのですけれども、人間がやることですから、人間がつくるもの、やることに関して言えば、絶対どこかでミスはあるので、クレームがきます。では、クレームがついたら、そのクレームにその瞬間は対応しなければならないし、そのクレームを生かした商品づくり、サービスづくりをしていかなければならない。言うなればPDCAサイクルみたいに回って、どんどん品質が上がっていくということにつながるのだろうと思います。除雪後の苦情という部分で言うと、平成24年度から見ると34件減っている。減っているのがどういうことかという読み方はいろいろありますけれども、単純に善意で解釈すれば、除雪の苦情というのはとり方が汚かったなど、言うなれば品質のことだろうなどと推測するわけですが、昨年度よりも34件減ったということは、品質がよくなったのだろうと私は解釈したい。そういう意味では、来年度になったら、ここが450件ではなくて400件でしたとか、私はそういう姿を求めていくことも大事なことだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思うのですが、いかがですか。

○（建設）雪対策課長

市民の声につきましては、我々が作業対応するに当たって、大事なファクターになりますので、今後とも真摯に受け止めて、いろいろな対応をしていきたいと思っています。

○委員長

自民党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 44 分

再開 午後 3 時 05 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

○松田委員

◎市営住宅について

最初に、市営住宅についてお聞きいたします。

私はあらゆる場で戸建て住宅の空き家について質問させていただいているのですけれども、今、気になるのが、住み替えによって空き家になった市営住宅のことで。私は、今、空き家になっているオタモイ住宅のそばを通ることが多いのですけれども、今朝、近くを通っていましたが、屋根にうずたかく雪が積もって、人も通ることがないために、雪に埋もれている状況でした。屋根の一部が剥がれている、軒先が剥がれているところもありました。

それで、住み替えをしたために空き家になったオタモイ住宅の管理はどのようにされているのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○（建設）小林主幹

いわゆる政策空き家の維持・管理についてですが、指定管理者で外勤の折に、適宜そういった住宅を回りまして、例えば立ち入りされているか、あるいは鍵の施錠がされているのか、そういったことは見るようになっております。

また、窓ガラスなどが割れていれば、コンパネ等を張りまして、応急処置をしているところでございます。

なお、今言われている冬場の除雪の関係については、政策的な空き家になっていますので、当然入居者がいるところについては、大きな通りから御本人の住宅まで、市で除排雪は適宜行っております。

なお、それ以外の住宅につきましては、除雪の費用も予算に限度がありますので、除排雪は無理ですけれども、ただ、屋根の雪等によりまして近隣に支障があるとか、そういった場合につきましては、現地を確認して対応してまいりたいと思っております。

○松田委員

それで、オタモイ住宅で住み替えを希望しなくて、現在まだ残っているという方が何人かいると聞いております。その方々については、現在どのようになっていますでしょうか。

○（建設）小林主幹

オタモイ G 住宅に今お二方が残っておりまして、お一方につきましては、昨年来、住宅をあっせんして住み替えを促しております。ただ、なかなか御希望の住宅がないということで、まだ決まっておりますけれども、議会終了後、再度御本人と面会して、御本人の意向について確認してまいりたいと考えております。

もうお一方につきましては、長期にわたって市内の病院に入院しておりまして、身内の方に文書で今後の対応について今確認をとっておりますので、その状況を見て、また判断してまいりたいと思っております。

○松田委員

わかりました。それであと、その用途廃止になった市営住宅については、このオタモイについては、もうこれ以上市営住宅を建てないということを知っておりましたので、そうなる解体するのではないかとこのように思います。今後の解体の計画はどのようになっているのか、この点についてもお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）小林主幹

オタモイの用途廃止になった市営住宅につきましては、年次計画に基づきまして、今、解体を進めておりまして、予定では平成 29 年度を終了予定と考えております。今後の年度別にお知らせしますと、平成 26 年度につきましては、オタモイ G 住宅、これは 25 年度解体した地区の隣接地の地区でございます。それと、27 年度につきましては、オタモイ G 住宅の一部とオタモイ D 住宅、これはオタモイ住宅 3、4 号棟の地区の隣接地のところでございます。それと、平成 28 年度が、これは市有地ですけれども、オタモイ F 住宅、これはオタモイの少し山側のところと、平成 29 年度がオタモイ C 住宅ということで、幸に抜けるところの地区、ここで終了予定でございます。

○松田委員

わかりました。先ほどもおっしゃっていましたが、雪があるうちは見えない部分があるのですけれども、雪が解けたら実は、先ほど言ったように、窓ガラスが割れていたり、それから一部損壊していたりなど、冬では見えなかった部分が夏になると見えてくると思っていますので、管理をよろしくお願ひしたいと思っております。

◎住宅リフォーム助成事業について

次に、住宅リフォーム助成制度についてお聞きしたいと思います。

先ほども報告がありました。

市のホームページを見ましたら、もう既に 26 年度のリフォーム助成制度のパンフレットができ上がっていました。来年度のこのパンフレットを作成するに当たって、特に今年度と違うことや、この点は気を使ったかかはありますでしょうか、お聞かせください。

○（建設）建築住宅課長

パンフレットで特に気を使った点については、当選者の取りやめの理由で、住宅の所有者でなかった方が数名いらっしゃったので、申請者の要件として、住宅の所有者であることが必要であるということをパンフレットの中で、今までも記載しておりましたが、今回はより強調いたしました。

○松田委員

当選したのに申請を取りやめるケースが何件かあったということですが、申込みを受け付ける際、その時点で要件を満たしていなかった人はいましたか。もしあったら、何件くらいで、どういった理由により申込時点で申請を受けられないと判断したのか、お聞かせ願いたいと思います。

○（建設）建築住宅課長

申込みを受け付ける際に、その時点で申請者の要件を満たしていなかった方についてですが、申込時点では要件を満たしていなかった方はいらっしゃいませんでした。

○松田委員

先ほども説明がありましたけれども、申込者は住宅の所有者であることが大前提であることからすれば、当選してから要件を満たしているかどうかを確認するのではなく、申込みの時点で所有者であるかを確認したほうがいいのではないかと思います。というのはこのパンフレットに、QアンドAで、当選された方が提出する申請書類の添付書類として、本人か、その所有者かどうか確認しますというところがあるのですけれども、当選してからチェックするのではなく、申込みの時点でチェックできる方法というのはないのでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

申込時点での所有者の確認についてですが、申込者が提出していただく交付申込書の中に、自分が住宅の所有者であるということが記載されておりますし、あと、窓口でも受け付ける際には、そのことを口頭で確認しております。

○松田委員

わかりました。それであと、25年度の申込者が252件で、当選者が100件、補欠者が30件となっていますが、補欠者を含め取りやめの方が27件もあります。1人当たりの補助金が18万円であるならば、2,000万円という予算に対して、割り返してみれば110件分の補助が可能であるのかなというふうに思います。そういったことから最初から当選者数を100件ではなくて、もう少し増やすことはできないのか、当選者数を見直すことはできないのか、この点についてお聞かせください。

○（建設）建築住宅課長

来年度は当選者数を見直すべきということについてですが、25年度は、24年度と比較しまして、省エネ改修の件数が増加しまして、1件当たりの補助金が増加する傾向がありました。これは26年度も続く可能性が高く、そのことから、取りやめはありましたが、当選者100件は妥当と考えております。なるべく当初の当選者からは辞退者が出不ないようにしていきたいと思います。

○松田委員

わかりました。このリフォーム助成制度につきましては、3年という期間限定の助成制度でありまして、今回が一応最後の年というふうになりますので、今後ともスムーズに事業が行われるように、配慮をよろしく願います。

◎橋梁長寿命化修繕計画について

次に、橋梁長寿命化修繕計画についてお聞きしたいと思います。

4ページでは、本市が管理する全ての136橋で事後的な対応の場合と予防的な対応の場合とのコストを比較し、今後60年間で検討すると、予防的な維持・管理をすれば90億円で済み、170億円の縮減が可能であると述べられています。確かに、この金額は現在の策定時点での試算であり、劣化状況の変化など計画見直しにより変動することはあると断りが書かれておりますけれども、この90億円という根拠はどういったことで計算したのでしょうか。これは計算方式というのがあるのでしょうか。この点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）建設事業課長

計算方法があるのかというような御質問なのですが、計算方法についてはございまして、これにつきましては、道内他市町村も全てこれを使っていると言われてはいますが、専門機関でございまして一般財団法人北海道建設技術センターの解析ソフトを使用しております、その中で使われています算定式と手法によって、この金額を算出したところでございます。

○松田委員

一般財団法人北海道建設技術センターというところの解析ソフトを使用したということですが、平成25年第4回定例会の代表質問で新幹線の建設費について質問したときには、一応北海道からだとか、それから一定程度の物価の上昇などを見込んだ概算額なので、それほど差異はないという答弁がありました。また、将来事業費予測の60年間というのはどういった基準なのかということ、先ほど濱本委員への答弁で、これは国が示したということでしたが、この60年間ということ、コンクリートの寿命は約50年というふうにも言われています。素朴な疑問ですが、この60年間というふうになった場合に、最初に修繕した橋がまた2回目の寿命を迎えるのではないかと、この60年間というふうになると思うわけですが、それで、この物価上昇だとか人件費の上昇などを考えたときに、この60年間というのは長すぎるような気がするのですが、この点についてはいかがでしょうか。

○（建設）建設事業課長

期間の設定につきましては、先ほど答弁したとおり、マニュアルですとか全国的なルールにのっとって我々も試算した次第でございます。それで、物価上昇などの話なのですが、それにつきましては、今回の算定では現時点での価格でございます。物価上昇や人件費の上昇については考慮されていませんが、4ページで説明した部分につきましては、この170億円という効果が生まれるという部分の試算でございますので、もちろん物価が上昇すれば、上の260億円はもっと上がっていきます。下の90億円という上がりぐあいもありますけれども、その中でいきますと、その効果の170億円については、今の時点での算定としては問題ないのかと思っております。

あと、修繕の回数についてのお話がございましたけれども、更新、要はかけ替えであればこの60年間で1回というような形になりますが、我々が今やろうとしている修繕、予防保全というのは、小さい金額で何回も何回もやるのですが、1回の更新よりは安いというような単価からの計算が出ていますので、これについては回数ということではなくて、総体費用の中でこちらのほうが安価だということで、経済的にも効果があるというような考えでございます。

○松田委員

あと、修繕、予防保全工事の優先順位ということですが、3ページでは、表3で136橋の優先度の区分けが表示されております。5ページでは、それに基づき、今後10年間で修繕、予防保全を予定する橋梁名が明示されておりますが、第一優先の15橋、この工事から始めていくということによろしいですね。

○（建設）建設事業課長

おっしゃるとおり、予算編成の関係上、変化はあるかもしれませんが、この15橋から優先的に進めていきたいと基本的に考えております。

○松田委員

それで別表で、今後10年間で修繕、予防保全を予定する橋梁一覧表という資料が出ています。この1番の望洋橋が、先ほどの優先順位からいくと1位ということになると思うのですが、この一覧表に順番が振ってありますが、この番号によって工事を順番にやっていくということでしょうか。

○（建設）建設事業課長

5ページに書いてある順番と、別表に書いてある順位は合っているのですが、基本はこの形の順番で進めたい、ただ、予算の関係上、変化は生じてくるかというふうには考えています。

○松田委員

それで、5 ページの予防保全を予定する橋梁のところに、第一優先の中で、小樽内橋は撤去予定と書かれています。この小樽内橋を撤去する理由というのは、どういったことなのでしょう。

○（建設）建設事業課長

小樽内橋についてですが、この橋は銭函 4 丁目の 2 級河川の新川の河口にかかっている橋でございます。昭和 61 年から通行止めの状態となっております。その間、特に通行を再開してくれというような要望もございませんでしたし、周辺の土地利用の状況からしても、今後、通行の必要性が低いというようなことを我々のほうで判断しております。それとあと、この橋は損傷度合いが高く、更新ですとか、その後のこの維持管理費用について、多額の費用が発生するという試算が出てきたことから、今回撤去しようという考えに至ったものでございます。

○松田委員

点検方法ということで、国土交通省の調べによると、173 市町村のうち、手の届く範囲で点検する近接目視を行っているのは約 2 割にとどまっており、大体他の自治体は遠く離れた場所から見上げて橋の裏を調べるなど、距離のある場所からの目視点検で済ませていたのですが、ある市において第三者機関が近接目視による点検を実施したところ、その点検結果が違っていたということが報道に載っておりました。

それで、本市での橋の点検方法は、近接目視をしているのか、目視点検をしているのか、また点検の頻度というのはどのようになっているのか、その点についてお聞かせください。

○（建設）建設事業課長

点検の方法でございますけれども、平成 20 年度から進めているわけですが、このときに国から長寿命化に当たってということで指示されているのが、目視点検ということでございましたので、我々では目視点検をしているわけでございますけれども、例えば勝納川の下橋などというのは、下に行くとはほぼ近接目視でございますので、そういったような形で点検をしたということと、点検の頻度でございますけれども、今回のこの長寿命化を契機に、5 年に 1 度の頻度で点検は進めてまいりたいと考えております。

○松田委員

自治体が管理する橋の点検頻度や方法については、今までは法令上基準がないことから、そういったことでやっていたということですが、国土交通省では、今、東日本大震災を機に、いろいろな長寿命化や危険度ということで、5 年ごとに近接目視で点検することが義務づけられる方針だと報道されておりましたので、その点について今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

◎公園施設長寿命化計画について

次に、公園施設長寿命化計画について、2 点ほど確認させていただきたいと思ひます。

先ほど説明がありましたけれども、判定結果 D については、早期に修繕が必要とされるものということで、3 か所あると 2 ページに載っておりました。この 3 か所の修繕の具体的な内容についてお聞かせ願ひたいと思ひます。

○（建設）公園緑地課長

判定結果の D ランクの 3 か所でございますけれども、遊具の 1 か所は高島公園のはん登棒でございます。これについては調査結果後、直ちに補修をいたしました。

それと、もう一か所の遊具は末広公園の木製遊具でしたが、補修が不可能な状態で、使用中止といたしました。

建物については、先ほど申しましたように、末広公園の FRP の加工でできたトイレですが、現在は利用実態がございませんので、これについてはロープ等をかけて封鎖したということでございます。

○松田委員

その判定は専門技術者 2 名によると、この資料には載っていますけれども、この専門技術者 2 名というのは市の職員でしょうか。また、どんな資格をお持ちの方なのか、お聞かせください。

○（建設）公園緑地課長

資格でございますけれども、これは一般社団法人日本公園施設業協会という全国組織がございまして、そこで定めている認定制度に公園施設製品安全管理士という資格がございまして、この資格を持っている者が判定を行いました。本市にはこの資格を持っている者がおりませんので、コンサルタントに委託をいたしまして判定を行いました。

○松田委員

◎除雪について

最後に除雪についてお聞きしたいと思います。

今定例会の予算特別委員会で、今年度は雪が多く、4月以降も除雪の必要が出てくるのではないかとということで、その場合は新年度予算で行うというようなお話がありました。

そこでお聞きしたいのですけれども、昨年度も雪が多かったわけですが、昨年度は4月まで除雪を行ったのかどうか、この点についてお聞かせください。

○（建設）雪対策課長

雪処理対応を今年度の4月に行ったかということですが、やはり昨年度は3月の積雪深が例年よりかなり多かったということで、今年度4月にも部分的な除雪、それから雪処理対応などを実施しております。

○松田委員

ちなみに、昨シーズンの除排雪の最終作業日というのは、4月の何日くらいまで行ったのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

作業の区分がなかなか明確にできないものですから、一概にすぐお答えできないのですが、排雪ということでは、昨年度、路線排雪として全部を排雪するのが一応3月26日で終わっております。その後、通行止めの路線ですとか、そういうところの雪割り作業、それからいろいろなところの民地を借りている部分の雪処理等がありまして、それを一通り終えたのが正直、少し5月にかかるような感じだったかと思っております。

○松田委員

4月に持ち越した分の除雪費用というのは、どのくらい要したのか、その費用についてはわかりますか。

○（建設）雪対策課長

費用につきましては、今お話をしました通行止めの雪割りですとか雪堆積場の雪割りですとか、その他中央ふ頭基部に4月になっても雪が入ってくるという状態でしたので、開設期間の雪と、これらを含めまして4,000万円程度かかったと押さえています。

○松田委員

昨年度も今年度も雪が多かったのですが、次年度まで除雪やそのような作業を持ち越した年というのは、過去に昨年度以外にありましたでしょうか。

○（建設）雪対策課長

ここ5年の中では、平成24年の4月は23年度の気象状況を引っ張って、4月になっても凍結路面对応で砂散布等をしておりまして、今、話したように、25年の4月については、通行止め路線の雪割り、雪堆積場の雪割り作業等を持ち越したということの例はございます。

○松田委員

それで、除雪作業というのは、直営ではなくて全部委託で行っていると聞いております。そうすると、4月以降の除雪は、業者に委託することになると思いますが、そのような場合に、委託契約というのは年度で終わりますから、3月31日までになっていると思います。そうすると、4月以降の除雪、そのような作業が必要になった場合、契約を結び直すことになると思うのですが、その場合の委託契約の期日というのは、その終わりというのは4月末にするのか、27年度末にするのか、その委託契約の終期についてはどのようになりますでしょうか。

○（建設）雪対策課長

4 月以降の作業対応分につきましては、改めて新年度予算で契約するということとなります。なので、期間につきましては、作業の内容によるのですけれども、大体 4 月の下旬から 5 月の中旬をめどに作業を終わらすということで、そういう作業の契約をしたというように承知しております。

○松田委員

その除雪、委託契約する業者ですけれども、委託業者も夏になると建設など、そういった本来業務に戻らなければならなくなると思いますけれども、その延長の契約は、現在契約している全部の業者とするのか、それともやりますというように手を挙げたところと契約するのか、その委託契約する業者については、どのようになるのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

4 月以降の契約業者につきましては、3 月末に共同企業体が解散という形になりますので、4 月以降につきましては、その共同企業体の中で各地区を担当している業者で、かつ 4 月以降の作業対応が可能な業者ということを確認しながら、作業対応として契約をしたいと、このように考えております。

○松田委員

わかりました。

除排雪につきましては、予算の補正もしなければならなくなるほど今年も雪が多いですし、まだまだ御苦労があると思いますが、無事故でやっていただければというふうに思います。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○山口委員

◎除雪について

予算特別委員会では皆さん、除排雪についていろいろなことをお聞きになっていましたが、私も 3 点、除雪費について昨年、今年と大変降雪量が多かったことから、15 億 6,860 万円という大変な金額に今年度もなるということで、この市の財政状況から考えていくと、やはり相当な負担額になっていきます。これは単費ですからね。当初予算よりはるかに大きい額につり上がるわけですが、やはり除雪体制を一回少し見直すという前に、効率的にもっとできることがあるのでないか少し思うことがあるのです。

そういう意味で、お聞きしたいのですけれども、予算特別委員会などでお聞きしておりますと、人件費、電気代の高騰で、昨年度より積み上がった部分があるのだということはお聞きしましたが、私が聞きたいのは、除雪の内容です。6 ステーション体制でやっている市の除雪費用ですね、あと貸出しダンプ制度で、今、ダンプを備車する際の費用については市が負担をされていますよね。

今、お聞きしたいのは、その金額の内訳です。ステーションでやる除雪費は幾ら、それから貸しダンプで市が持ち出している分は幾らですかということをお聞きしたいということです。5 年分ぐらいの金額の推移がどのようになっているのかお示してください。

○（建設）雪対策課長

各 6 地域で実施しております委託の排雪ということでお答えさせていただきますと、平成 24 年度が 4 億 2,900 万円、23 年度が 3 億 5,300 万円、22 年度が 2 億 9,200 万円、21 年度が 1 億 8,900 万円、20 年度が 1 億 4,500 万円という内訳になっています。

○（建設）庶務課長

私からは、貸出しダンプの借上金額について、過去 5 年の金額をお知らせしたいと思います。

24年度が1億1,800万円、23年度が9,500万円、22年度が9,300万円、21年度が7,000万円、20年度が6,400万円、以上でございます。

○山口委員

降雪量にも比例を少ししていると思います。

減らすことが前提ではないです。基本的には、私、貸出しダンプのことについてはたびたび当委員会で取り上げさせていただいていますが、実態を見ていますと、市の除雪がひどいとは言いませんが、必ず入る路線で2種路線などでも、申込みが増えているような状況になっているのではないかと思います。

そういう中で実態を見ていますと、基本的には申込みをして、実施する日がもう前もってわかっているのですから、二、三日前から自宅の裏の雪を投げて、人を雇ってまで出しているというような事例もあるわけです。

そういうことを防止するのにどうしたらいいのか。啓発することが一番だと思いますが、基本的には自宅の雪は自分で処分するというのが原則になっています。しかし、それは前もって排雪される日がわかれば、処理したいのは人情ですよ。やはり基本的には排雪量が、市の排雪に比べると増えてくるという傾向になっているのではないかと私は思うのですが、その辺の実態についてはどのように把握していらっしゃいますか。

○（建設）庶務課長

先ほど申しあげました貸出しダンプの金額は上がってきている状況に来ておりますけれども、制度が浸透しているという言い方もあるかと思うのですが、私どもとしては、委員も今おっしゃったような雪出しというのは、現場のパトロール等で見ているような状況でありますので、状況としてはあまりそういう報告は受けていなかったのですが、そのように把握しています。

○山口委員

前に検討してほしいと申し上げたときには、基本的には市の排雪や大体の面積で、降雪量はその年によって違いますが、わかるわけです。そうするとステーションが除雪を行う場合の、雪の量に対するダンプの容量、本当に予測がつくわけです。貸出しダンプでやられるときのいわゆる面積と雪の量ですよ。それについての比較なども、データとしておとりになったようなことはしていらっしゃいますか。

○（建設）庶務課長

貸出しダンプの実績といいますか、どの地域でどの程度の雪を排雪したかというデータはとっております。

○山口委員

いわゆるステーション除雪のデータとは比較はできるわけですよ。できますよね。そういうことはされているのか。

○（建設）雪対策課長

貸出しダンプとのデータ比較につきましては、日々作業が進んでいるものですから、現時点でその路線が委託排雪をやったらこのぐらい、貸出しダンプをやるとこのぐらいというのは比較はできていませんが、シーズンが終了した後は、いろいろと比較をして、実態については検証していきたいと思います。

○山口委員

ぜひ一回やっていただきたいと思うのですよね。

基本的に面積に応じて大体排雪の量というのは、ステーション除雪を基準にしてわかるわけですから、貸出しダンプは日数、5日が限度になっていますけれども、狭い範囲で、同じ町内でも日を分けておやりになって、一日、二日で普通なら終わるのにという場所を四日、五日までかけて排雪をされている部分が結構あるわけです。ですから、やはり日数制限というのは、これだけの面積で今のこの雪の量では、これだけで排雪が完了するから、例えば二日にしてくださいなどということが言えないのかと思うのです。現に、今では、面積に関係なく5日までというようにやっているわけです。ですから、最大限とおやりになる部分があるのです。そうすると、1回排雪した

ところについても、裏からまたお出しになって、翌日ももう一回排雪をするような事例もあるわけですから。だから、そのようなことを防止することによって、これは市の持ち出し分が減るわけです。そういう意味で、一回そういうものを比較検討して、ステーション除雪と貸出しダンプのいわゆる排雪ですよね、それとの容量の比較とか、それはできるわけです。やった上で、一定の歯止め、そういうことをやはり検討されるべきではないかと思うのです。

もう一つは、啓発はもちろんですよ。当然、排雪についての除雪懇談会、町会も入れておやりになるときには、自宅の雪を要するに道路に出さないでくださいと書いているのですけれども、当然、貸出しダンプで申込みをされる方についても、町会でもいいですけれども、そういう啓発を改めておやりになったらいかがかということと、もう一つは日がわかるということがやはり一番、先ほどもお話ししたとおりですよ。やはり雪を出したいという気持ちになるわけですから、いつ貸出しダンプを実施するかという日がわからないようにシステムとして構築できないのかと。これができれば、防止になるのです。なので、それが一番いいのですけれども、それができない場合、一定の見積りをやって日数で、この場合これだけの面積であれば、基本的には幾日までにしてくださいというふうにはできるわけですから、日数で制限するようなことの検討も今後必要になってくるのではないかと思います。

例えば、予算も本当にこれから組んでいくのかという、一度、山田市政のときに、赤字予算を組みました。そのようなことになる可能性もあると思います。交付税の額にもよりますけれども、今回も財政調整基金を取り崩してこういう手当てをすることになりますよね。調整基金は、言ってみるなら、不用額が出れば、また積み上がりますけれども、不用額を当てにして予算を組まなければいけないような状況になるということになりますから。それに除雪は市民感情からいったら大変ある意味では非常にセンシブルだと思うのです。だから、難しいとは思いますがけれども、上手におやりになっていただきたいなと。

除雪については以上です。

◎橋梁長寿命化修繕計画について

あと、橋梁長寿命化修繕計画のことで、市の橋梁については先ほどから建設事業課長が丁寧に説明していただいたのでいいのですが、特に歩道橋についてはずっと私も質問させていただいたのですけれども、一般の橋もそうですが北海道や国が持っている歩道橋などは相当大きいわけです。

市内に、北海道が持っている歩道橋とか結構道道にかかっているのですよ。実際に歩道橋があっても、下に横断歩道がついている歩道橋は結構あるのですが、ほとんどロードヒーティングが敷設されていますよね。今、電気代が上がっています。以前は、個別ではないですけれども、一般的に言って大体電気代がその当時 1 日に 70 万円ぐらいかかると。それに何年かごとに、例えばペンキを塗って補修をするようなこともやられているということで、実態調査を北海道がやられているかどうかわかりませんが、景観上も大変問題もあるし、廃棄も考えて見直す時期ではないかと思うのですよ。維持・管理にも結構お金がかかるわけですし、使用実態を一番知っているのは小樽市や教育委員会ですから市から北海道に一定の意見を申し上げるべきではないかと思います。

子供のためにつくった部分もあるわけです。教育委員会でもつくったというような経緯もあるわけです。けれども、今、少子化になって子供も減っていますし、実際に横断歩道が下にあれば、当然、上なんか歩きませんので、無用の長物になっているものがあるのではないかと私は思うのです。

例えば緑の歩道橋なんかは、使われている実績なんか実際ないと私は思っております。富岡の歩道橋は、以前に言いましたけれども、学校とも少し話をしましたが、要するに通学では使っていないというのです。言ってみれば、下校してから子供たちも使うかもわかりませんねと。だから、一概にあれをとっていいのかわかりませんというのが、稲穂小学校のその当時の教頭のお話でしたが、若干クリアするのに難しい部分もあります。けれども、せつかくこういう見直しの時期ですから、北海道に対しても一定の意見を小樽市から申し上げるべきではないかと思うのです。実態も含めて、教育委員会も含めてですけれども、一回、聞き取り調査をして、それで市の意向と

どうか、そういうものを固めていただいて、北海道に申し入れるところについては申し入れる。

これはある意味では解体ですよ。ほとんど北海道の事業であっても、この程度の事業であれば、市の業者が参画できるのではないですか。例えば、解体するのに対して、市内業者がその入札に参加して、その作業をやっただけのことになると思います。ぜひ研究をして、北海道に申入れをしていただければと思いますが、その辺についてはいかがですか。

○建設部長

委員が今言われたとおり、時代の変化で物のその価値というのも変わっているかとは思いますが、なにせ市のものでないで、勝手にどうこうするというお話にはならないので、委員のお話を参考に、当面勉強させていただきます、そのように思います。

○山口委員

わかりました。よろしくをお願いします。

◎旧寿原邸について

旧寿原邸についてお聞きしたいと思います。

大変難しいですよ。調査をされて、相当な金額になったというのですね、1億3,000万円でしたか。高橋委員長も予算特別委員会で歴史的な建築物の保全、再生についての予算についても聞いておられましたけれども、1,000万円ということですよ。

基本的には維持・補修というのは物すごくお金がかかってくるわけです。どうしたらいいかということです。

寿原邸については、寿原記念財団がそのまま寄附をされたわけですが、財団に戻していただくというようなことも検討するというような話も少しお聞きしました。ただ、現状のまま、補修費が1億3,000万円もかかるのに、そのまま戻していただいて自分で直しますよという話ではないと思います。ただ、一定のところを例えば市が負担して直して、その上で例えば寿原記念財団にお戻しをするような話ではないかと私は思うのですが、そういう具体的な検討というのは、お話も市にはじかにありませんし、そういうことで大変微妙な問題で、言えない部分もあると思いますけれども、どういうふうにも今後方針として進めていかれるのか。市で予算を組んで1億3,000万円積んで直すのだとおっしゃられるのかと思いますので、その辺も含めて微妙な問題ですが、今後の方針、言える範囲でよろしいですから、少しお聞きしたいと思います。

○建設部長

寿原邸は調査をしまして、本当に多額の保全費がかかるということで、我々も大変苦慮はしております。当然、委員もおっしゃられましたように、寄附者の意向というのも非常に大切なものですから、本当に申しわけないのですが、現在はその調査書を分析して、本当にどういった対応がとれるのかということを中心に一生懸命考えたいという段階なので、まだその方向性というのがお示しできないという段階なのですが、皆さんともお話をよくして、知恵を出し合って、解決策を見つけないかと、そのように考えております。

○山口委員

もう終わりますけれども、今定例会の予算特別委員会では、今後のいわゆる老朽マンションの問題でした。今のところは第一種中高層住居専用地域については、地区計画でも何でも入っていただいて、高さ制限して、今後そういう高層のマンションが建たないようにしていただきたいというお話を申し上げました。

将来にわたって、やはり絶対に問題が出てくる。空き家の問題でこれだけ苦慮しているわけですから、それがマンションの問題になったら、もうこれは手に負えませんと。まちなかに廃墟が多数でき上がっていくということになります。だから、そういうことを今後やはり防止をしていかなければいけないわけですから、今から研究をして、一定の対策を考える必要があるのではないかと、このことを申し上げたつもりです。

少しそっけない答弁で、大変私のほうも、こんな話でいいのかなとは思いましたが、ただ、しっかりこれ

から研究をしていただいて、ほかの自治体がやっていないから本市もやらなくていいということではなくて、問題意識を持っていただいて、私のまちはこういう方針でいくということを、やはりぜひ研究・検討をしていただきたいと思います。

空き家のいわゆるファンドの問題もずっと私は取り上げさせていただいて、市長から、いろいろ課題もあるだろうから、その中で研究をさせていただきたいという答弁だったのです。ぜひ研究していただきたいと思いますし、課題の整理もぜひやっていただきたいと思います。やはり要件があると思いますよ。自治体がそのような、ビジネスですね、お金を集めて、社会的なビジネスをするということにもなりますから、それに対する要件がいろいろあると思います。クリアすべきバリア、障害があると思いますが、どういうものがあるのか、どうやったら解決が可能なのかということも含めて、ぜひ研究、検討をしていただきたいと思いますし、私も大変興味を持っていますので、情報を共有しながら、スキームをぜひつくって、ぜひ一歩でも二歩でも踏み出すようにやっていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます、私の質問はこれで終わります。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽に移します。

○安齋委員

◎除雪について

山口委員からも除排雪計画について質問がありましたが、私からも何点か質問させていただきます。

やはり私も今年見させていただくと、除排雪が入った後に、きれいになったところにすぐ住民の方が雪を出していくというのをかなり多く見ました。やはり山口委員もおっしゃっていたのですが、モラルの問題であるということは重々承知しておりまして、そこをどうしたらいいかということも担当の方もかなり苦慮されているということも承知しております。

そこで、まず、今定例会の、予算特別委員会でも、また補正の予算を組むというお話がありましたが、労務単価が2割上昇し、それで電気代もかかっているということなのですが、労務単価の推移とロードヒーティングにかかる電気代の推移について、過去5年間、どれくらい上がっているのかをお聞かせいただきたいと思います。

○（建設）雪対策課長

労務単価の推移につきましては、平成25年度から21年度ということでは言わせていただきますと、25年度は1万5,300円、24年度から23年度が1万3,300円、22年度が1万3,200円、21年度が1万3,600円ということで、21年度をベースにしますと、25年度は約1割上がっているという状況であります。

ロードヒーティングの使用電気料金の単価ということで、使用電力量の基本単価でお話しさせていただきますが、月ごとに少し違ってきますので、厳冬期の2月ということで話をさせていただきますと、25年度が1キロワットアワー12.63円、24年度が9.98円、23年度が9.77円、22年度が8.78円、21年度が8.97円ということで、5年前の21年度と比べまして、25年度は約40パーセント上昇しているという状況であります。

○安齋委員

そのくらい上がっている中で、市の当初予算はほぼ横ばいで来ていて、新年度予算では少し電気と委託の分がアップはしているのですが、やはり今回の状況を見ますと、また新年度でも補正をしなければいけないのかと危惧しているところです。

といっても雪が降ってくるものですから、それに対処していかなければいけないのですが、こういった状況を鑑みて、新年度での対策と、さらにもう一年度先の部分について、電気代や労務単価が上がっている状況で、どのように対処していくのか、もしお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○（建設）雪対策課長

除雪事業につきましては、冬期間の市民生活、それから経済活動を着実に支えていると、そういう認識がありますので、そのために道路の安全を確保しなければならないという中で、除雪、排雪、冬期路面管理をやっております。今後とも状況を見ながら適切に対応していきたいと思っておりますし、またどうしても気象状況によって、当初の想定が穏やかな気象状況ということで想定していますので、それを超えるような気象状況になった場合には、財政当局とも協議をして、適切な時期に適切な予算を確保するように調整していきたいというところであります。

○安齋委員

高橋委員長もおっしゃっていると思いますけれども、そういった状況の中で、当初から少し多めにとってもらいたいというところも、私もそのとおりなのですが、財政の問題もありますし、そこら辺は今後ともいろいろと財政と相談してやっていってほしいなと思います。

そんな中で、先ほど冒頭でお話ししましたように、モラルの問題がありまして、やはり予算がついて、補正がついたとあって、また除排雪をやってくれるというふうに思ってしまう市民の方もいらっしゃいます。やったらやっただで今度、家にたまっている雪をどんどん出しているという状況がありまして、知り合いのバス運転手からは、やはりどんどん雪を道路に出してしまうから、バスが交差できなくて、5分、10分、30分遅れだという話を聞いています。そうすると、せっかく市民の生活を守ろうとして除排雪をやっているのに、バス路線がそういった状況になると、経済活動もとまってしまい、市民の足も確保できない状況になっているのです。

なので、そのモラルの問題をどうすべきかということをいろいろ考えたのですが、法律の問題もあるのでしょうか、できれば雪捨て禁止条例みたいなところを考えていただきたいなと思っているのです。条例といかなくても、何か市民の方が道路に投げようというときに、投げ捨てないようにしていただくような対策をぜひ講じていただきたいと思うのですが、その点、まずお考えを聞かせていただきたいと思います。

○（建設）雪対策課長

正直、道路への雪出しにつきましては、宅地からの雪出しがあって道路の交通に支障があるというのは、我々も現場を見ながら注意するということはできるのですけれども、万全に実は排雪ができていない状況もあって、道路脇の雪を見通しの確保のために崩すということについては、なかなかそこまで注意がけできないというのもあります。

また、法律上はみだりに雪を出してはいけないというところがあるのですけれども、本市の道路が狭い特殊事情の中、雪を出すなどと言っても、やはり市民生活に支障があるというところで、なかなか難しいバランスがあるので、その辺はどういうラインがいいのかというのは、今後とも地域住民と話しながら、適度なルールづくりをしていかなければならないのかと思っておりますので、御理解願います。

○安齋委員

以前の委員会でも話しさせてもらいましたけれども、入船町会とか、豊川町もそうなのかな、地域住民でお金を出し合って除雪をやってくれたりとかしています。そういったところもやはり懇談会等で財政が苦しいという話と、やっていないわけではないと。単価なども上がっているからというところも理解してもらった上で、町会で回覧板を回したりとかして、道路への雪捨てをやめてくださいとか、そういった協力体制をしっかりとっていただければ、かなり時間はかかると思うのですけれども、そういう地道なところをやってもらいたいなと思います。

あと、空き地を活用させてもらって、雪捨てをしてもらっているというところもある。広報おたるでも、空き地を貸してくださいと呼びかけているのですけれども、その点についてお聞かせいただきたいと思いますが、なかなか御協力いただけないという現状があると聞いていまして、今までどのように空き地をお貸しくださいということを、その土地の所有者の方に話しているのかということをお聞かせください。

○（建設）雪対策課長

空き地の利用につきましては、正直、今まで借りていた空き地については、以前から町会からいろいろな情報があって、あいているから使っていいよというような中で使わせていただいている例がございます。ただ、その後については、なかなか大規模な空き地を使っているよと言っただけの方がいらっしゃるものですから、あまり増えていないのが現状であります。ただ、実際には、ある地区について、塩谷、蘭島方面なのですけれども、そちらのほうは小規模な空き地があって、そこに雪を一時的に持ち込んでいるのですけれども、かなり数が増えてきました。その部分は町会協力、それから我々の呼びかけが少し通じたのかと考えています。

○安齋委員

これは直接地域に出向いて、町会を通してお願いをしているということになるのですか。活用させてほしい空き地の所有者がたまたま東京の人ということもあります。そういったところは、どのようにお願いするのか、お聞かせください。

○（建設）雪対策課長

基本的には地権者がはっきりしてしまっていて、地元で地権者がいるところの空き地という理解でいます。地権者が東京にいて、本当に合意がとれたのかという部分の不透明なところについては、後からトラブルになるものですから、そういうところはなるべく避けるようにしたいと思います。

○安齋委員

どこでも道内ではそうなのですけれども、やはり直接の問題が一番市民の中では大きな課題で、少し税金が高くても排雪をしっかりやってくれればという思いの方も結構いらっしゃると思いますので、今後ともいろいろ工夫をされて、除雪計画を立てて進めていってほしいなと思います。

除雪計画についてはこれで終わりますので、お願いします。

◎マンホールふたについて

マンホールふたについてですが、今回、水道創設100周年と下水道60周年記念事業の一環ということで、マンホールふたデザインの変更ということですが、私も小樽水族館からラッコがいなくなったままで、ずっとこのラッコのふたはどうかかなというふうには思って歩いてもしましたので、今回、小樽運河のデザインに決まったということは、本市らしくていいと思っています。

ただ、好感度調査についてなのですが、どのように行ったのかということを少し質問させていただきたいと思います。

○（水道）管路維持課長

好感度調査につきましては、資料のとおり、3か所で、職員が私を含めて4人から8人出まして、水道創設の100周年、下水道60年のPRを兼ねまして、通行している市民、観光客に一人ずつ声をかけて協力を要請して、街頭アンケートみたいにパネルに四つ絵を張って、その下に赤いシールを張っていただくという形で集計しております。そして、終わったら御協力していただいた方には、水道創設100周年、下水道60周年の基本的説明を書いたポケットティッシュをお礼にPRを兼ねてやった調査です。

○安齋委員

ポケットティッシュがあれば、協力してくれる人も多いと思います。それで、こちらはどなたがデザインをしたのかというのは、製造メーカーでデザインされたという認識でよろしいのですか。それともほかの方がデザインして、それを今つくってもらっているのか、確認させてください。

○（水道）管路維持課長

資料の2枚目の運河とSLの絵につきましては、製造メーカーによるデザインになっています。大型クルーズ船及び歴史的建造物については、職員が描いていまして、日銀につきましては、今、資料館になっていますが、日銀

に選ばれたときはよろしいですかということで許可をいただいているものでございます。

○安齋委員

そのお話を聞くと、やはり職員さんがデザインしてくれた大型クルーズ船もよかったのではとも思います。せっかくなつくってくれたのに、結局メーカーのデザインになると、せっかくなつくってくれたのにモチベーションが下がってしまうのではとも思いますが、アンケートで決まってしまったことなので、特に言いません。

今後、このデザインができて設置していく際に、水道創設100周年の記念事業なのだということをやはり市民の皆さんにも知っていただくということをしていかなければいけないと思っています。ホームページや、水道局の冊子などで、マンホールについて周知していくのかと思うのですけれども、考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○（水道）管路維持課長

今、委員がおっしゃられたとおり、いろいろな水道創設100周年、下水道60周年のイベントもありますので、報告にもあったとおり、それらも含めましてホームページなどで周知していきたいと考えております。

○（水道）総務課長

あと補足で、100周年事業、60周年事業の中で展示会等もありますので、その中でもマンホールふたのデザインの変更についても周知したいというふうに考えています。

○安齋委員

ありがとうございます。

◎小樽の水について

この100周年記念事業のことが報告にありましたので関連して、以前に質問させていただいた小樽の水についてですが、以前お話しした現在の小樽の水の紹介ホームページでは水があまりおいしくなさそうだという話です。ただもう事務的なままなので、民間の「い・ろ・は・す」を例にとりて、何かミスおたるが飲んでいるとか、もう少し市民の方にもPRしやすいような形にしてほしいと平成25年第2回定例会の当委員会に要望したときには、たしか検討しますというような答弁をいただいて、その後も何回か少し小樽の水のページを見ても、まだ変わっていないので、その後どうなっているのかをお聞かせいただきたいと思います。

○（水道）総務課長

安齋委員から、そういう御意見をいただきまして、常任委員会が終わった後に、職員には投げかけています。ただ、なかなか民間が行っているホームページの、経費をかけたようなPRというのはなかなか難しく、そうはいっても委員からそういうような御意見がございましたので、現在まだ検討はしています。なかなか形にはなっていないという部分がありますが、小樽の水については、今、100周年を記念してラベルデザインも、記念ボトルといたしましてありますので、その辺も含めて、それに合わせてもホームページの表現の仕方についても少し変えていきたいと考えています。

○安齋委員

私、観光協会のホームページの部分に携わってまして、改修するときに、食べ物とかまちだけの景色だと、ほかのまちのホームページと比べるとやはりおもしろくないのです。そこには何か人がいたり、人の目と合うような写真があったりなどで、とても魅力的なホームページに仕上がるということを結構いろいろ調査して思い、そういうふうに変えていきたいと思っています。

水道局の小樽の水のページも、もし工夫していただければ、そのほうがたぶん魅力的でいいと思いますし、若い子が飲んでいるというだけでも、ああ、ではちょっと一つ一回買ってみようかなと思います。ミスおたるだと、たしか出張費がかかってしまいますから、水道局にも若い女性の職員の方がいらっしやると思いますので、若い職員を活用して写真に協力してもらおうとか、そうすれば経費もかからないで済むのかなと思いますので、ぜひいろいろ検討していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

◎街路灯設置費補助金について

最後に街路灯についてですが、以前、町会から要望をいただいて、今回、水銀灯の生産が終了したということで、LEDにしなければならない。では、私たちはどれくらい負担しなければいけないのだという多くの不安の声をいただいていた。そこで、課長にお願いして、そのような不安があるから、LEDにかわる際に、何かわかりやすい冊子なり、何かをつくってほしいということをお願いしたら、その予定だったということもありまして、本当に4月1日に冊子を入れていただけるということで、大変町会も喜んでおりましたし、安心してかえていけるとは思うのですが、ただ、助成金も上限があるということなので、そこでいろいろとまだまだ足りないとか、そういうことになってくると思います。

その中で1点だけ、もし可能であればお願いしたいのは、申請はたしか年1回ですよ。補修の部分の申請については、町会からもらうのは年1回ですか。

○（建設）庶務課長

申請につきまして、基本的には5月末までにいただくことが原則です。間に緊急的な部分が生じて、どうしても故障して取り替えなければならないというようなときは、認めておりますので、予算の関係もありますけれども、1回ということに限ってごさいません。

○安齋委員

町会の方が原則1回という認識しかなかったもので、私もそう思っていました。5月末に1回しても、緊急避難的に何かあればいいということですね。ただ、緊急避難的ではないと、なかなか認められないということですよ。

町会の方から言われたのは、まず最初に申請して、補修した。その後に、緊急ではないのですけれども、そういったところが見つかって、また申請したいが次年度になってしまうから、できればそういった区切りのある申請を2回にしてほしいという要望だったのです。それについて、予算の関係でも最初にきちんと切っておかないといけないと思うのですけれども、そういう要望もありますので、緊急避難的以外にも何か工夫をしていただく余地はあるのかどうか、もしお考えがあればお聞かせいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○（建設）庶務課長

先ほどお話ししました5月末までで1回いただいているのですけれども、その時点でも、予算の関係などで申しわけありませんけれども、全部の申請に応えきれていない状態なものですから、実は2回目とか3回目とかいうのはなかなか難しいかと思っております。

○安齋委員

やはりいろいろ提案しても、予算の関係でなかなか難しいところがあるということで、重々承知はしているので、そういう要望があれば伝えさせていただいて、何か工夫していただければとは思いますが、今回、LEDのほうも対応していただけるということなので、まず、新年度に入ってからまた少し様子を見させていただいて、そこでまた何かあれば質問させていただきたいと思います。

○委員長

一新小樽の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後4時22分

再開 午後4時50分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○新谷委員

日本共産党を代表して、陳情第309号住宅リフォーム助成制度予算の増額方について、第312号市による火災崩壊家屋の撤去及び空き家対策の策定方については採択を主張し討論します。

陳情第309号は、住宅リフォーム助成制度の予算増額を求めるものです。

平成25年度は、報告にあったとおり、交付決定者が前年度より増え、1件当たりの補助金額も増額されていますし、補助金総額も上がっています。しかし、一方、助成が待ちきれなくて工事を始める人がいますが、実は当選した人でも、札幌の業者のほうが安いから、もし外れたら札幌の業者に頼みたかったという人もおります。それでは市内の小企業に仕事が回らず、市内経済活性化になりませんし、今後、報告にあったとおり、省エネ改修工事が増えるのではないかとこの予測も示されました。リフォーム助成制度は平成26年度で一応終了しますが、小規模事業者にも仕事が回り、市内経済活性化のためにも予算を増額してほしいという陳情の願意は妥当です。

陳情第312号は、これまでも述べてきたとおりですが、本市も空き家適正管理条例制定に向けて動き始めていますので、陳情の採択を求めます。

詳しくは本会議で述べますが、委員各位の賛同をお願いして、討論といたします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第309号について採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第312号について採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案は可決と、所管事務の調査は継続審査とそれぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

最後になりましたけれども、この3月末をもって退職される理事者がおられますので、御紹介し、一言御挨拶をお願いしたいと思います。

(理事者挨拶)

○委員長

退職される3名とも水道局の方ということで、今お話を伺っていると、本当に技術職ということで頑張ってこ

られたのだなとしみじみ聞かせていただきました。

皆様におかれましては長年にわたりまして市政発展のために尽くしてこられた努力に対しまして、改めて敬意を表しますし、建設常任委員会を代表いたしまして感謝も申し上げたいと思います。

第二の人生におかれましても、健康に留意されまして、その培った技術をぜひともまた水道局、また小樽市のために使っていただきたいと思いますし、今後、御活躍されることを心から御祈念申し上げたいと思います。

大変御苦労さまでございました。

本日はこれをもって散会いたします。